

「小学校・中学校学習指導要領 総則」にかかわるQ & A

【学習指導要領及び解説の法的拘束力について】

Q 1 : 学習指導要領は法的拘束力があるのか。

A 1 : 学習指導要領は、それぞれの校種において一定水準を確保するために法令に基づいて定めた教育課程の基準であり、学校教育法施行規則に基づき、告示という形式で広く国民に示されたものである。このことから学習指導要領は教育課程の編成及び実施に際し、従うべき基準性を有しており、法的拘束力がある。

Q 2 : 解説の法的拘束力はあるのか。

A 2 : 解説は、学習指導要領の説明資料であり、法的な拘束力はない。しかし、学習指導要領の理解を深めるものとして、有効に活用して欲しい。

【総則に関わる文言等について】

Q 3 : 現行の学習指導要領にある「自ら学び、自ら考え・・・」という文言が削除されたのはなぜか。

A 3 : 学校教育法第30条2項及び中央教育審議会答申（以下「中教審答申」とする。）を受け、生きる力を分析的にとらえ、生きる力の手だてを具体的に示すために、「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い」と表現した。

Q 4 : 学校教育法第30条2項の「思考力、判断力、表現力その他の能力」の「その他」は何か。

A 4 : 法的な表現であり、特に示すものはない。

Q 5 : 現行では「発達段階」と表現されていたものが、「発達の段階」と表現されているのには、意味があるのか。

A 5 : 中教審答申に記載された「発達や学年の段階」を受け、成長の過程を固定的に考えず広くとらえたものである。

Q 6 : 児童生徒の発達の段階を考慮することが強調されているが、その理由は何か。

A 6 : 児童生徒の調和のとれた発達を図るという観点から、児童生徒の心身の発達の段階と特性を十分把握して、これを教育課程の編成に反映させることが必要であるためである。

Q 7 : 総則の「学習意欲」と学校教育法の「主体的に学習に取り組む態度」とは違うものか。

A 7 : 基本的には同様である。学校教育法の文言は法的な用語である。

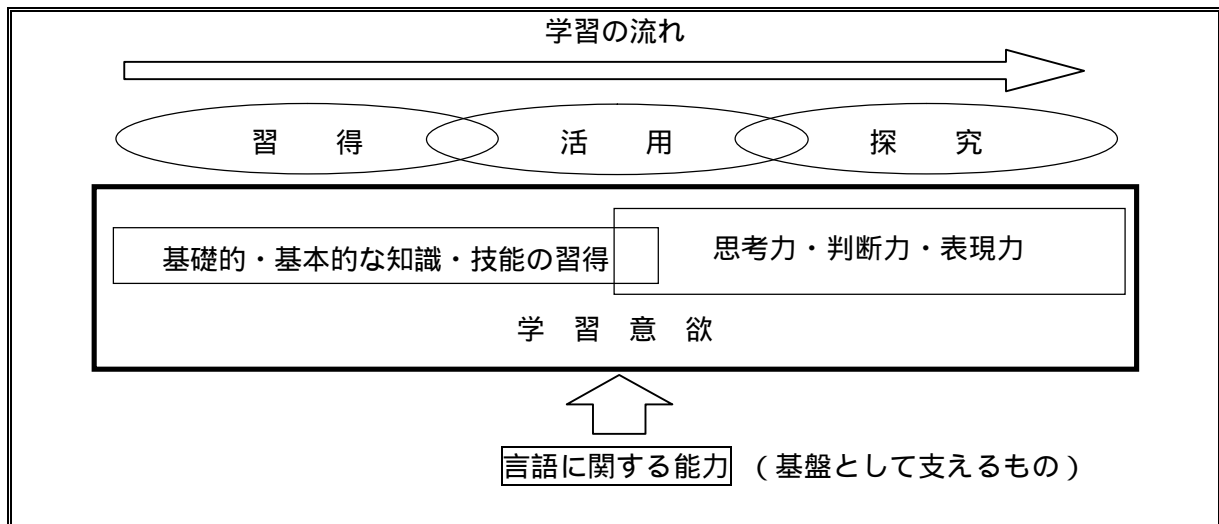
Q 8 : 「各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動」とあるが、その順序はどのようにして決められたか。

A 8 : 文部科学省が授業時数を規定しているか否か、そして学習内容を規定しているか否かで決められたものである。

【言語活動の充実について】

Q 9 : 言語活動を重視することとなった理由は何か。

A 9 : 習得、活用及び探究は、学習の流れの中で互いに結びついているものであり、それらの学習活動において、言語活動は欠かせないものである。また、学校教育法第30条2項の学力の要素「習得」「思考力、判断力、表現力」「学習意欲」を支えるのが、言語に関する能力である。習得、活用、探究と学力の要素の関係は、下図の通りである。



Q10：「習得・活用・探究」という考え方が示されたが、指導に当たって留意することは何か。

A10：「習得・活用・探究」について指導のポイントは以下の5点である。

「基礎的・基本的な知識・技能」及び「思考力、判断力、表現力等」は子どもに身に付けさせるもの、「習得・活用・探究」はそのための学習活動の類型を示したものである。各教科では、基礎的・基本的な知識・技能を「習得」とするとともに、観察・実験をしてその結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能を「活用」する学習活動を行う。それを総合的な学習の時間等における教科等を横断した問題解決的な学習や「探究」活動へと発展させる。

これらの学習活動は相互に関連し合っており、^{まっ}截然と分類されるものではない。各教科での「習得」や「活用」、総合的な学習の時間を中心とした「探究」は固定した順序で学習されるべきものではない。（「習得 活用 探究」の一方通行ではない）。

これらの学習の基盤となるのは言語に関する能力であり、そのために各教科等で言語活動を充実させる。

【道徳教育に関わって】

Q11：「道徳教育の^{かなめ}要」とは道徳の時間を重視するという意味か、それとも教科等との関連を図ることが大切であるということなのか。

A11：両方である。解説では、「道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。」としている。

Q12：道徳教育に「伝統と文化の尊重」「我が国と郷土を愛す」「公共の精神を尊ぶ」などが追加されたのはなぜか。

A12：教育基本法第2条に規定された教育の目標において、従来から規定された個人の価値の尊重、正義と責任などに加え、新たに、公共の精神、生命や自然を尊重する態度、伝統や文化を尊重し、我が国の郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどが規定されたものである。

Q13： 各教科等の中でも道徳教育との関連が取り上げられたが、具体的にはどのような関連が考えられるか。

A13： 学習指導要領総則第1の2に「学校における道徳教育は、道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり」と記載されていることを踏まえ、各教科等の学習指導要領解説（「指導計画の作成と内容の取扱い」）に具体的に記載されているので参照していただきたい。

Q14： 道徳教育について、「集団宿泊訓練（職場体験活動）やボランティア体験、自然体験などの体験活動を生かすなど」と示されているが、教育課程の中でどのように位置付ければよいのか。

A14： 体験活動の中で、その活動の内容に応じて様々な道徳性がはぐくまれることを踏まえ、体験活動で感じたことや考え方を道徳の時間の話し合いに生かすなどが考えられる。詳細は、小学校学習指導要領解説道徳編P92（中学校はP96）を参照していただきたい。

Q15： 「伝統や文化に関する教育の充実」が挙げられているが、「しまね教育ビジョン21」との関わりについてはどのように考えればよいのか。

A15： 今、学校で積極的に取り組んでいただいている「地域の豊かな資源を活用した学習活動（ふるさと教育）」と密接に関連した内容である。「しまね教育ビジョン21」では、施策3「創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進」において、具体化している。

Q16： 体験活動の充実については、小学校で集団宿泊活動、中学校で職場体験活動が例示されているが、小中連携の意図があるのか。

A16： 小中連携を意図したものであり、「発達の段階」を踏まえたものである。

【食育の推進について】

Q17： 食育を推進していく上で、どのように全体計画に位置付ければよいのか。

A17： 食育の全体計画を作成する外、体育・健康等の全体計画にも食育との関連を適切に位置付けて作成する。

【学習指導要領の基準性について】

Q18： 学習指導要領は、「子どもが身に付けるべき最低基準」であるといわれるが、それはどういうことか。

A18： 学習指導要領は、教員がすべての児童生徒に指導する内容を規定したものであり、子どもが身に付けなければならない基準ではない。総則には、「学習指導要領に示した内容は、すべての児童（生徒）に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から児童生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能（学習指導要領の基準性）」と記載されている。

【いわゆる「はどめ規定」の削除】

Q19： いわゆる「はどめ規定」が削除された理由は何か。

A19： 現行の学習指導要領で示されているいわゆる「はどめ規定」とは、発展的な内容を教える必要はないということではなく、「すべての子どもに共通して指導すべき事項ではない」という趣旨であったが、このことが十分に周知されていない状況があった。このことから、新学習指導要領においては、「・・・の事項は扱わないものとする」という表現を「^{かなめ}を中心

を中心と扱うものとする」という表現に改められた。したがって、すべての児童生徒に対して指導するものとする内容の確実な定着を図り、さらに知識・技能を深めたりするとともに、思考力、判断力、表現力等を豊かにし、学習意欲を一層高めたりすることが期待されている。

Q20： 「学校において特に必要がある場合は，第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。」とあるが，これは，個に応じた行なうものなのか，それとも全員を対象に，予め指導計画に位置付けて組み込むものなのか。

A20： 個に応じた指導を充実する観点から，児童生徒の学習状況などその実態等に応じて指導計画に適切に位置付けて行なうものである。その際，以下のことに留意する必要がある。

まずは学習指導要領に示しているすべての児童生徒に対して指導する内容の確実な定着を図ること。

学習指導要領に示した各教科，道徳，外国語活動及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱しないこと。

全く関連のない事柄を脈絡無く教えることは避けること。

児童生徒の負担が過重とならないよう十分に留意すること。

Q21： 言語環境を整える点での変更点は何か。

A21： 色覚異常の児童生徒に配慮して，「色のみによる識別に頼った表示方法をしない」を加えている。

【授業時数について】

Q22： 移行期において，標準授業時数に上乘せをして実施することは可能か。

A22： 可能である。但し，他の教科等の授業時数が標準授業時数を下回ることはないよう留意すること。

Q23： 授業時数の増加にかかわって，時数確保のためにどのような対応策が考えられるか。

A23： 例えば，週あたりの授業時数の増加，教育課程の一環として行う朝のドリル学習の活用，1単位時間を変更したモジュール学習の活用，長期休業日の短縮，学期区分の変更などが考えられる。

但し，10分間程度の短い時間を活用する場合は，以下の点に留意すること。

当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。

例えば，道徳の時間や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは，通常考えられない。

また，10分間程度の短い時間を活用して児童生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は，授業時数外の教育活動となる。

必ず教師がつくこと。中学校の場合は，教科外の教員でもよい。但し，当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整えておく必要がある。

Q24： 中学校の学習指導要領では，「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導・・・」という文言があるが小学校にはその文言がないが，小学校でも可能であるか。

A24： 可能である。

【授業の1単位時間の考え方について】

Q25： 朝の学習活動で15分間の漢字や計算練習を行い，3日間で1単位時間としたり，理科の実験観察などにおいて，授業時間を60分としたりすることは可能か。

A25： 可能である。但し，日常の授業の1コマを何分にするかについては，児童生徒の学習についての集中力や持続力，指導内容のまとめり，学習活動の内容等を考慮して，どの程度が最も指導の効果をあげ得るかという観点から決定する必要がある。その際，総則でいう「年間授業時数を確保しつつ」の記述を重視し，1単位時間は，小学校45分，中学校50分として計算した授業時数を確保する必要がある。

Q26： 学級活動を45分（50分）より短く設定することは可能か。

A26： 可能であるが、例えば、朝の10分間の活動を行うことで、学級活動のねらいが達成されるとは考えられない。各学校で適切に判断していただきたい。

Q27： バスの時刻や集団下校、部活動の指導強化期間などの理由から、40分の授業を行うことは可能か。

A27： 1単位時間の弾力的な運用に際しては、児童生徒が学習指導要領で示されている各教科等のねらいを達成したり、内容を身に付けたりする上で効果的である場合に実施することが基本である。また、「年間授業時数を確保しつつ」とは、1単位時間を45分（50分）として計算した年間授業時数を確保するという意味であることを念頭に授業時間を設定することが大切である。

【年間授業週数について～長期休業期間に授業を行うことについて～】

Q28： 「各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。」とあるが、各教科等の中には、道徳の時間や特別活動も含まれるのか。

A28： 道徳の時間は原則35週にわたって行うものである。長期休業中に授業を行うのは、地域の方々との体験活動や宿泊体験活動など、あくまでも各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合であり、道徳の時間は含まれない。また、中学校の特別活動（学級活動）においても、毎週行うこととしていることからこの中に含まれない。

Q29： 長期休業の期間に教育課程に位置付けた内容を行うのは、授業時数を確保するためなのか。

A29： そうではなく、「各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合」に認めている。授業時数の確保のためであれば、長期休業期間の短縮を考える方が適当である。

Q30： 長期休業の期間に授業日を設けて行う授業は全校一斉に行わなければならないか。

A30： 授業日は、少なくとも学年のまとまりの単位ですべての児童生徒が参加する必要がある。

Q31： 長期休業の期間に授業日を設定した場合、出席簿上の扱いはどうなるのか。また、授業時数に加えることになるのか。

A31： 授業日として扱うこととなる。学期ごとの出席日数を計算する際にどの学期に加算するかは、市町村の学校管理規則による。また、教育課程内の授業であれば授業時数に加える。

Q32： 長期休業中に授業日を設定する場合、学校の判断で行ってよいか。

A32： 長期休業期間は、学校教育法施行令で設置者が定めることとなっている。したがって、変更の手続きについては各市町村教育委員会の規定（学校管理規則）による。

Q33： 年間授業週数は通常35週であるが、上限はないのか。

A33： 定められていない。

【総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替について】

Q34： 「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」とあるが、「代替」には、どのような学校行事が考えられるか。

A34： 学校行事の中には、運動会や音楽会など総合的な学習の時間の目標に馴染まないものがある。総合的な学習の時間と特別活動のねらいを同時に達成し得るものとして、例えば、修学旅行、自然体験活動、ボランティア活動などが考えられる。

Q35： Q34にある「代替」をする際の留意点は何か。

A35： 問題解決的な学習や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえる必要がある。また、総合的な学習の時間として位置付けた体験活動のどこが特別活動の趣旨に合うのかを十分に検討し、指導計画に位置付ける必要がある。但し、特別活動において体験活動を実施したことをもって、総合的な学習の時間の代替と認めるものではないので留意する必要がある。

Q36： Q34にある「代替」を行う場合、時数のカウントはどうなるのか。ダブルカウントとなるのか。

A36： ダブルカウントすることはない。例えば、修学旅行の中で、訪問調査などを行う場合、そのねらいが総合的な学習の時間に合致する場合には、訪問調査については総合的な学習の時間、その他の時間は特別活動として位置付けることが考えられる。また、事前事後のどのような活動が総合的な学習の時間として位置付けられるかについても、活動の趣旨に即して適切に判断することとなる。

Q37： 学校行事の種類によっては、授業時数「0」になることもあり得るか。

A37： 5種類の行事は、すべてを行うことは言うまでもないが、総合的な学習の時間にカウントした場合、学校行事の種類によっては「0」となることも考えられる。但し、学校行事の時数を把握する必要もあるので、その様式については県教育委員会で検討し各学校に周知する。

【特別支援教育について】

Q38： 「交流及び共同学習」の「交流」「共同学習」の違いは何か。

A38： 平成16年6月の障害者基本法の一部改正により、それまでの「交流教育」から「交流及び共同学習」に言い改められた。よって、「交流及び共同学習」は一つのまとまった言葉である。「交流及び共同学習」の詳細については、小学校学習指導要領解説総則編P71～73（中学校P73～75）を参照していただきたい。

Q39： 特別支援学級での個別の指導計画の作成が義務づけられるということか。

A39： 特別支援学級においては、自立活動を行う場合において個別の指導計画を作成する必要がある。したがって、現行の特別支援学校学習指導要領においては、自立活動以外の個別の指導計画を作成することが義務づけられていないが、この計画を作成することで、適切な指導や保護者との連携が大いに推進されることは間違いないことから、積極的に作成してほしい。なお、特別支援学校学習指導要領の改訂によって、各種計画の作成について変更が生じた場合はその内容に基づくことになる。

Q40： 医療機関で診断されていない児童生徒についても、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成する必要があるか。

A40： 必要はないが、当該児童生徒について教職員の共通理解の下、きめ細かな指導を行うことが大切である。

【海外から帰国した児童生徒について】

Q41： 「海外から帰国した児童生徒に外国での生活を生かす指導」とは、具体的にどのような方法が考えられるか。

A41： 各教科等の学習において、海外から帰国した児童生徒の外国での生活や外国の文化に触れた体験、外国で身に付けたものの見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などを生かすよう配慮することが大切である。このような機会としては、外国語活動、外国語科のほか、例えば社会科や音楽科などの教科や道徳、総合的な学習の時間での学習活動、特別活動における学校行事やクラブ活動などが考えられるが、児童生徒や学校の実態等に応じて適宜工夫することが必要である。

【情報教育について】

Q42： 情報教育の一層の充実について記載されているが，ハード面やソフト面での整備はこれまで以上に行われるのか。

A42： ハード面やソフト面においては，これまでと同様に，地方交付税交付金により整備されることとなる。

Q43： 情報モラルはどの程度身に付けさせればよいのか。

A43： 情報モラルの指導については，児童生徒の発達の段階に応じて行うこととなる。その際，次のものを参考にしていきたい。

- ・ 小学校学習指導要領解説総則編（P 67～69）
- ・ 中学校学習指導要領解説総則編（P 68～70）
- ・ 「情報モラル」指導実践キックオフガイド
（文部科学省<http://kayoo.info/moral-guidebook>）

【指導要録について】

Q44： 指導要録の例示はいつされるのか。

A44： 高等学校及び特別支援学校学習指導要領の公示以降の予定である。

Q45： 3観点（4観点）は変わるのか。

A45： 評価については，移行期間は変わらない。文部科学省において一層簡素で効率的な評価の観点で検討されているところである。

Q46： 移行期間における外国語活動について，要録の記入はどのようにしたらよいか。

A46： 外国語活動は教科ではないので，観点ごとに評価をするのではなく，総合的な学習の時間と同様，「記述」となる。総合的な学習の時間の欄を2つにわけて記入するような形式が考えられる。

【移行措置について】

Q47： 移行期間の授業時数で，5，6年生の総合的な学習の時間と外国語活動に「～」があるが，その意図は何か。

A47： 各学年とも総合的な学習の時間と外国語活動の標準授業時数を合計すると110時間になるという意味である。

【選択教科について】

Q48： 新教育課程になった際には，選択教科の教育課程への位置付けはどうか。授業時数はどの教科にカウントすればよいのか。また，その評価はどうか。

A48： 平成24年度以降においては，選択教科を開設しないことも可能となる。選択教科を開設する場合は，それぞれの学校の教育課程に位置付けて実施することが大切である。その場合は，いわゆる「学校選択」も可能である。

なお，移行期間中は，選択教科についても標準授業時数が定められており，開設する必要がある。但し，いわゆる「学校選択」も可能となる。

「学校選択」を行う場合は，必修教科とは別に選択教科として開設し，その内容についても，総則の選択教科に関する規定に則って行う必要がある。また，評価についても選択教科として必修教科とは別に行うことが必要である。

【ガイダンス機能について】

Q49： 「ガイダンス機能」とは何か。

A49： 学校生活における生徒一人一人の自己実現を進めていく観点から，現行の学習指導要領にも記載されている。詳細は，現行の中学校学習指導要領解説総則編のP90，または新学習指導要領解説総則編のP60を参照していただきたい。

【部活動について】

Q50： 中学校の総則には，部活動についての規定があるが，その趣旨は何か。

A50： 中学校における部活動が果たしてきた役割の重要性を考え，部活動の意義と留意点，配慮事項について総則に位置付けられた。

Q51： 部活動について，「教育課程との関連を図る」とは具体的にどういうことなのか。

A51： 例えば，部活動を行う中で，教育課程で学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなどが考えられる。詳細は，中学校学習指導要領解説総則編P72～73を参照していただきたい。

「中学校学習指導要領 国語」に関わる Q & A

【各学年の目標及び内容について】

- Q 1 : 「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」が新設された意図は何か。従来の〔言語事項〕とのつながりはどうか。
- A 1 : 改正教育基本法の第 2 条 5 号を具体化し、新設された。伝統的な言語文化に親しみ、継承・発展させることや、国語の果たす役割や特質についてまとめた知識を身に付け、言語感覚を養い、実際の言語活動において有機的に働くような能力を育てることに重点を置いている。
なお、従来の〔言語事項〕のうち、発声・発音や言葉遣いに関する事項など領域の内容に関連の深いものについては、関係する領域の中に位置付けている。（解説 P 2 1 参照）

【目標について】

- Q 2 : 「伝統的な言語文化に関する事項」の指導において、従来の古典指導に加えて留意する点はどのようなことか。
- A 2 : 現行の学習指導要領において、古典指導は「C 読むこと」で取り上げるようになっていたが、新学習指導要領では、〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に位置付けられ、全ての領域の指導を通して指導するように広がりをもたせている。今回の改善のポイントの一つである「伝統的な言語文化に関する指導の重視」ということを踏まえ、3 学年を通じて古典に親しむ態度を育成するために計画的に指導していくことが大切である。（解説 P 2 1 参照）
- Q 3 : 現行の学習指導要領の〔言語事項〕には「話す速度や音量、言葉の調子や間のとり方などに注意すること」とある。これが「言語事項」から外れて、第 1 学年の「A 話すこと、聞くこと」の指導事項にのみ記述されたのはなぜか。
- A 3 : 領域の内容との関連が深く、実際の言語活動において有効に働くように指導する必要があることを一層明確にするためである。

【各学年の目標及び内容について】

- Q 4 : 「A 話すこと・聞くこと」が「話すこと」と「聞くこと」等に分けて示されたように思うが、その理由は何か。
- A 4 : 領域の「A 話すこと・聞くこと」の指導事項の構成が変わっている。現行の学習指導要領では、「発想や認識」「考えや意図」「話題」「構成や論理」「語句や文」「話し合い」という構成だったが、新学習指導要領では、「話題設定や取材」「話すこと」「聞くこと」「話し合うこと」という構成になっている。これは、小学校までに培われた国語の能力を更に伸ばしていくために、小学校との接続が分かりやすいように統一され、系統性がより高められたからである。現行の学習指導要領では、小学校の指導事項の構成と中学校の指導事項の構成は異なっていたが、今回の改訂では同じ構成になっている。
- Q 5 : 「音読」については第 1 学年、「朗読」については第 1 学年、第 2 学年に記述されているが、第 3 学年にはいずれの記述もない。また、第 1、2 学年には「古典を音読・朗読できるように」とあるが、第 3 学年にはその記述がない。さらに、暗唱については全学年とも記述がない。どのように理解するとよいか。
- A 5 : 基本的に、下学年で指導されていることは、上の学年の指導事項等には記載されないためである。

Q 6 : 第 1 学年「B 書くこと」の言語活動例すべてをやらなければならないのか。また、(2)アについて「関心のある芸術的な作品などについて鑑賞したことを文章に書くこと。」とあるが、国語科の時間に作品を鑑賞させるのか。

A 6 : これらは書くことを指導するための例であり、これらの活動を全て取り上げることが定められているわけではない。作品を鑑賞する時間については、他教科や学校行事等との関連を図って適切に実施する。(解説 P 7, 33, 34)

Q 7 : 「伝統的な言語文化に関する事項」の指導において、従来の古典指導に加えて留意する点にはどのようなことがあるか。

A 7 : 小学校から系統的に学んでいることを踏まえ、中学校では一層古典に親しませるとともに、我が国に長く伝わる言語文化について、関心を広げたり深めたりすることを重視して指導することが大切である。(解説 P 22 参照)

Q 8 : 第 3 学年「書写に関する事項」に、「身の回りの多様な文字に関心を持ち、効果的に文字を書くこと」とあるが、「効果的に文字を書く」ということはどういうことか。

A 8 : 文字の伝達性や表現性などを考えながら目的や必要に応じて書くことである。
その際、字形を正しく整える能力、速く書く能力、楷書や行書を使い分ける能力、筆記用具を選択する能力など、小学校から身に付けてきた書写の能力を総合的に発揮できるように指導することが大切である。(解説 P 79 参照)

【指導計画の作成について】

A 9 : 書写の授業時数は明記してあるが、毛筆・硬筆それぞれの時数は特に定められてはいないのか。

Q 9 : 書写の配当時間の時数については、「第 1 学年及び第 2 学年では年間 20 単位時間程度、第 3 学年では年間 10 単位時間程度とすること。」とあり、毛筆・硬筆それぞれの時数は特に定められてはいないが、適切に設定することが大切である。(解説 P 86 参照)

Q 10 : 第 2 学年の授業時数が 105 時間から 140 時間に増えているが、10 時間増えた書写の時間と〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕が 35 時間増えた分の学習内容と考えてよいのか。特に力を入れるべき事項が示されるのか。

A 10 : 領域等の配当時間数の目安は、「A 話すこと・聞くこと」が 15～25 時間、「B 書くこと」が 30～40 時間、「書写」が 20 時間となっている。それら以外の指導に充てる時間数も含め、バランスの取れた指導計画を立てることが必要である。

Q 11 : 第 2 学年の「A 話すこと・聞くこと」の指導事項に「資料や機器などを効果的に活用して話すこと」とあるが、機器の使い方についても指導するのか。

A 11 : この項における機器の活用は、あくまで「話すこと・聞くこと」能力を身に付けるためであり、国語科として機器の使い方を指導することを示しているわけではない。しかし、情報教育の視点からは、必要に応じて適切に指導することにも配慮することが大切である。
(解説 P 81, 82 参照)

【内容の取扱いについて】

Q 12 : 「近代以降の代表的な作家の作品について」とあるが、具体的に規定があるか。

A 12 : いつごろの、誰の作品という具体的な規定はない。しかし、古典の指導につながる近代以降の代表的な作家の作品を通して我が国の言語文化について一層理解し、継承・発展させる態度を育成するというねらいがあるので、それに即した作品を取り上げることが必要である。(解説 P 88 参照)

「中学校学習指導要領 社会」に関わる Q & A

【目標について】

Q 1 : 「教科の目標の趣旨は現行どおり」と言いつつ、文言が削除されたり、変更されたりしたのはなぜか。

A 1 : 社会科の教科目標については、これまでの「民主的、平和的な」を「平和で民主的な」と改められた。これは、教育基本法第1条（教育の目的）の表記への統一によるもので、その趣旨については現行どおりとしている。

【各学年の目標及び内容について】

< 地理的分野 >

Q 2 : 「竹島」についてどのように扱えばよいのですか。

A 2 : 「北方領土」や「竹島」については、改正された教育基本法第2条（教育の目標）5「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を踏まえ、小学校、中学校の解説に次のように示されている。

小学校第5学年内容（1）ア「我が国の位置と領土」

- ・我が国の国土を構成する北海道、本州、四国、九州、沖縄島、北方領土などの主な島の名と位置、我が国の領土の北端、南端、東端、西端、日本列島の周りの海を取り上げ、地図帳や地球儀などで具体的に調べ、白地図などに書き表すことにより、我が国の位置と領土を具体的にとらえること。
- ・領土については、北方領土の問題についても取り上げ、我が国の固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島が現在ロシア連邦によって不法に占拠されていることや、我が国はその返還を求めていることについて触れるようにする。（解説 P 5 2）

中学校地理的分野内容（2）ア「領域の特色と変化」

- ・北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）については、その位置と範囲を確認させるとともに、北方領土は我が国の固有の領土であるが、現在ロシア連邦によって不法に占拠されているため、その返還を求めていることなどについて、的確に扱う必要がある。
- ・我が国と韓国の間竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。（解説 P 4 1）

このように、政府見解として領土問題が生じている「北方領土」や「竹島」についての記述を充実させ、我が国の領土に関する教育が適切に行われることが期待されている。

指導に当たっては、外務省のホームページを参考にしながら、今後発行される「竹島副教材（竹島北方領土返還要求運動島根県民会議・島根県・島根県教育委員会）」を活用して指導を行い、児童生徒に竹島に関する正しい理解と認識が得られるよう適切に指導することが大切である。

< 歴史的分野 >

Q 3 : 内容（1）ウが新たに加えられたが、その中にある「各時代の特色をとらえさせる」の「時代」はどのようにとらえればよいか。

A 3 : 原則としては大項目で示した「古代まで」「中世」「近世」「近代」「現代」の五つに区切るとよい。大項目を学習内容のまとめりとしてとらえ、必要に応じてさらに二つに区切ったり、まとめたりすることなども考えられる。

Q 4 : 歴史的分野においては我が国の歴史の大きな流れを理解するための学習が重視されているが、個別の事象は軽く扱えばよいか。

A 4 : 今回の改訂においては、我が国の歴史の大きな流れを理解するための学習を重視し、学習指導要領上も学習内容を構造的に、また焦点を明確にして示すことにした。このことは、これまでの歴史学習がややもすると個別の事象の並列的な提示と記憶に傾き、ひとまとまりの学習内容の焦点がつかみにくくなっていたことを改善することをねらいとしている。この改善の趣旨を踏まえ、各事象の学習の仕方も十分に工夫する必要があり、軽く扱ってよいというわけではない。

< 公民的分野 >

Q 5 : 内容(1)イの「個人と社会生活」の文言が変更されたのはなぜか。

A 5 : 「家庭や地域社会などの機能」については、技術・家庭科(家庭分野)で扱うこととされたため削除された。但し、社会生活における所属集団としての家庭や地域社会は従来通り扱うことになる。

Q 6 : 社会科全体のまとめとして、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させることとなっているが、指導に当たって、地理的分野、歴史的分野の学習の成果を活用するとはどのようなことか。

A 6 : この項目において探究させる課題そのものについては、持続可能な社会を形成するという観点から様々なものが想定される。したがって、例えば、地理的分野における自然環境、人口、資源・エネルギー、産業などの観点からの日本についての学習の成果や、歴史的分野における各時代の日本人の生活や社会の様子についての学習や身近な地域の学習の成果を生かしながら、課題を探究させることが考えられる。

Q 7 : 内容(4)イの「私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題」はどのように捉えさせるとよいか。

A 7 : 例えば「10年後、20年後の社会を想像して、今の社会は持続可能か。」と考えた時、そこに問題があるとしたら、それがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題と考えられる。

【指導計画作成について】

< 歴史的分野 >

Q 8 : 指導計画作成にあたって、地理、歴史、公民の時間配分について、どのような点に配慮すればよいか。

A 8 : 各分野別の配当時は地理120単位時間、歴史130単位時間、公民100単位時間となる。地理・歴史については第1、第2学年を通じて並行して行い、第3学年で歴史を終えた後、公民を学習するよう示されている。これを実際の授業時数に当てはめると、第1学年では地理60単位時間・歴史45単位時間、第2学年では地理60単位時間・歴史45単位時間、第3学年では歴史40単位時間を終えた後、公民100単位時間を行うといった例が考えられる。

【内容の取扱いについて】

< 地理的分野 >

Q 9 : 内容の取扱い(1)に「内容の(1)及び(2)については、この順序で取り扱うものとする。」とあるが、それはなぜか。

A 9 : 以下の2点である。

小学校社会科との接続の観点から、世界の地理に関する学習を第1学年の当初から行い、地理にかかわる学習の継続性と発展を図る内容構成とした。

地理的分野の目標を実現するため、世界を地理的に認識するための基礎・基本である世界の地域構成を大観する学習を行い、次に世界の地理的認識を養う学習を行った後、これらを踏まえて広い視野から日本の国土認識を深め、全体として地理的な見方や考え方を身に付けることができるよう内容を構成した。

< 歴史的分野 >

Q10: 授業時数が増えるが、どのような点に留意して指導すればよいか。

A10: 中項目を見ると現行の19項目が17項目に減っている。これは、小学校社会科での人物学習などで扱った内容を踏まえ、時代を大きくとらえさせる内容構成としたからである。

総時数の増加は、課題を追究する・説明するなどの言語活動の重視と、それによる確かな理解と定着のためであり、そうした背景を踏まえて指導することに留意する必要がある。

< 公民的分野 >

Q11: 内容の取扱い(2)イに「ア、イの順で行うものとし」とあるが、なぜか。

A11: 「(1) 私たちと現代社会」は、以後の学習の導入として、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎について理解させることを目標としている。そのため、「ア私たちが生きる現代社会と文化」で現代日本の現状や特色を学習した上で、「イ現代社会をとらえる見方や考え方」でその見方や考え方の基礎を養う構成となっている。

【移行期間中の取扱いについて】

Q12: 現在の教科書に記載のない事項については、どのように教えたらよいか。そのための補助教材はいつごろ、どのような形で配付されるのか。

A12: 補助教材等は配付されないので、各学校で教材の開発及び研究を進める必要がある。

Q13: 移行期間中、地理的分野の学習を新学習指導要領により指導する場合、どのような点に留意したらよいか。

A13: 新学習指導要領の地理的分野の学習内容は、他分野と比べて内容の変更が大きい。具体的には、現行の地域的特色をとらえる視点や方法を身に付けさせる学習から地誌的な学習内容を中心とした学習に再構成するとともに、世界の扱いを充実させている。このことを踏まえ、所要の授業時数を確保するとともに、世界や日本の諸地域学習に関する教材を準備し、地図帳や多様な資料を十分に活用しながら指導を行うことが必要となる。

Q14: 移行期間中の平成22年度以降の入学生についての指導に当たって、どのような点に留意したらよいか。

A14: 平成22年度以降の入学生から新学習指導要領に定める授業時数となる(右表参照)。このため、移行期間中の第1学年、第2学年で学習する地理的分野及び歴史的分野の授業時数を適切に配当するとともに、3年間を見通した指導計画を作成して指導することが大切である。

		21年度入学生	22年度入学生	23年度入学生
移行期間	平成21年度	1年 105 地理・歴史		
	平成22年度	2年 105 地理・歴史	1年 105 地理・歴史	
	平成23年度	3年 85 公民	2年 105 地理・歴史	1年 105 地理・歴史
完全実施	平成24年度		3年 140 歴史/公民	2年 105 地理・歴史
	平成25年度			3年 140 歴史/公民
3年間の分野別 配当時間数		地理 105 歴史 105 公民 85	地理 120 歴史 130 公民 100	地理 120 歴史 130 公民 100

〔中学校社会科の授業時数〕

Q15: 移行期間中において現行学習指導要領による場合、移行期間最終年度の平成23年度と新学習指導要領全面実施の平成24年度において、地理的分野の学習をどう進めたらよいのか。

A15: 平成23年度の入学生に対し現行学習指導要領によって指導する場合、今回の改訂で充実した世界や日本の諸地域学習を平成24年度(第2学年)に行うことを前提に、第1学年で指導すべき内容が、移行期間中における中学校学習指導要領の特例を定める告示には体的に示されている。これを基にして2年間を見通した指導計画を作成し、指導することが大切である。

Q16: 移行期間中の学習評価については、どのようにすればよいのか。

A16: 現行の学習指導要領における評価と同じ枠組みの中で、評価することになる。

Q17： 平成24年度からの全面実施に向けて、各学校においてしなければならないことは何か。

A17： 移行期間における新学習指導要領の内容を取り入れた指導計画を立案することや、全面実施に向けての教材開発を行うことなどが考えられる。

地理： 動態地誌的な学習による「日本の諸地域」の教材開発

歴史： 学習内容の焦点化を踏まえ、導入・まとめを重視した教材開発

公民： 「現代社会をとらえる見方や考え方」を生かした教材開発

「中学校学習指導要領 数学」に関わる Q & A

【目標について】

Q 1 : 新学習指導要領において「数学的な見方や考え方」という文言が削除されているが、なぜか。

A 1 : 現行学習指導要領で「数学的な見方や考え方のよさ」となっていた部分が、今回の改訂で「数学のよさ」に改められた。これは、単に「見方や考え方のよさ」に限らず、数学の様々なよさを伝えるということである。「数学のよさ」とは、数学的な表現や処理のよさ、数量や図形に関する基礎的な概念や原理・法則のよさ、数学的な見方や考え方のよさ、数学が生活に役立つことなどを意味する。

【各学年の目標及び内容について】

Q 2 : 数学的活動とは、具体的には、どのような活動であるのか。

A 2 : 今回の改訂では、数学的活動を、以下の3つの活動に集約し、これらを意図的、計画的に設けることとなっている。

「数や図形の性質などを見いだす活動」

第1学年では「数や図形の性質などを見いだす」ことに重点を置き、第2、第3学年では、さらに見いだしたことを基に「発展させる」ことまでを視野に入れ、質的な高まりを期待している。

「数学を利用する活動」

第1学年で範囲を「日常生活」とし、第2、第3学年では「社会」にまで広げている。

「数学的に説明し伝え合う活動」

第1学年で「自分なりに」することに重点を置き、第2、第3学年で「根拠を明らかにして筋道立てて」するところまでを視野に入れ、質的な高まりを期待している。

また、解説では「各学年の内容」において、全部で9つの数学的活動の例を示している。例えば、第1学年の内容では、

ア 符号の異なる2数の加法の計算の仕方を見いだす活動

イ ヒストグラムや代表値などを利用して、集団における自分の位置を判断する活動

ウ 直線上の1点を通る垂線をひく作図の方法について、その方法で作図ができる理由を説明する活動

の3つを示している。

Q 3 : 各学年の内容が4領域構成に加え「数学的活動」が示されている。これは、日常生活における知識・技能の活用の代表例と考えてよいのか。

A 3 : 数学的活動は4つの領域と並列に示されているが、数学的活動は4領域と縦軸・横軸の関係にある。数学的活動は従来から重視され、多様な取組が行われてきたが、具体物を操作する活動に偏ってとらえられるなど、その趣旨が十分に理解されない状況が見られた。このため、数学的活動の趣旨を確認し、共通理解を図ることができるよう、数学的活動を4領域の指導内容からいったん切り離し、学習指導要領の内容に位置付けた。既習の数学を基にしたり、数学を利用したりする活動が示されており、活用を含んでいるが、活用の代表例として示されたものではない。

Q 4 : 第1学年B図形の[内容の取扱い](5)において、「見取図、展開図や投影図を取り扱うものとする」とあるが、技術・家庭科では削除されているのか。

A 4 : 技術・家庭科においては、木工等で部品を表すための投影図のうち正面図を用いることを指導する程度となっている。

Q 5 : 第 1 学年と第 3 学年の「D 資料の活用」において、「コンピュータを用いたりするなど」と記されているが、どのように扱えばよいのか。

A 5 : コンピュータなどを利用する場面としては、大量の資料を整理する場合や、大きな数、端数のある数を扱う場合の作業の効率化が考えられる。それ以外にも、母集団から標本を抽出する際に必要な乱数を簡単に数多く得るために利用することができる。また、インターネットなどの情報通信ネットワークを利用して資料を収集したり、様々な標本調査とその結果について調べたりすることもできる。

【指導計画の作成について】

Q 6 : 1 (3) 道徳の時間との関連について、「数学科の特質に応じて適切な指導をすること」とあるが、数学科の特質に依るとは、どのようなことを指すのか。

A 6 : 数学科の学習において、生徒が事象を数理的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力を高めることは、道徳的判断力の育成にも資するものである。また、数学を活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てることは、工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることに資するものであると考えられる。これら以外の道徳の内容等についても、数学科の学習と関連付けることのできるものはないか、各校で検討する必要がある。

Q 7 : 「学び直し」と「反復（スパイラル）による教育課程の編成」はどのように異なるのか。

A 7 : 「学び直し」と「スパイラル」は異なるものである。

- ・「学び直し」とは、新たな内容を指導する際に、既に指導した関連する内容を意図的に再度取り上げて指導することを指しており、内容の取扱いに関する配慮事項である。

- ・「反復（スパイラル）」とは、学年間や学校段階間で、内容の一部を重複させ、同じ系統の内容の接続を工夫し、取扱いの程度を少しずつ高めていくよう、教育課程を編成することを重視しているということであり、教育課程上の説明である。

- ・「反復（スパイラル）」は指導すべき内容として教育課程に位置付けられているのに対し、「学び直しの機会を設けること」は、教師や学校が計画するものである。

Q 8 : 第 2 学年の授業時数が、以前と変わらず 1 0 5 時間であるのは、なぜか。

A 8 : 第 2 学年においては、授業時数を増加させていない。第 2 学年については新規の内容はなく、「円周角と中心角の関係」が第 3 学年に移行したため内容はわずかながら減少している。

なお、他の学年については、中教審答申において「数学については、中学校第 1 学年でつまずき、嫌いになってしまう生徒が多いため、小学校と中学校の学習の円滑な接続を図る観点から、第 1 学年において時間をかけて指導することができるように年間 1 4 0 単位時間（週 4 コマ相当）に授業時数を増加する。また、中学校と高等学校の学習の円滑な接続を図る観点から、義務教育の最終学年となる第 3 学年においても年間 1 4 0 単位時間（週 4 コマ相当）とする必要がある。」と示されている

Q 9 : 第 3 年学年の内容が増えているが、週 1 時間の増加で教科書の内容を終えることができるのか。

A 9 : 学習指導要領では、規定の授業時数で学習できるように内容が構成されている。

【内容の取扱いについて】

Q 10 : 「コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し」とされているが、コンピュータ操作の指導は指導時数に含まれているのか。

A 10 : コンピュータの活用については、数学科の指導内容では、数学を指導する道具としての活用を示している。

Q 11 : 課題学習について、年間において、何時間または何回ぐらい実施すればよいか。

A 11 : 現行の学習指導要領と同様に、「実施に当たっては各学年で指導計画に適切に位置付けるものとする」としており、特に時数等は定められていない。各校の実態に応じて適切な時間数を設けるようにする。

「中学校学習指導要領 理科」に関わる Q & A

【目標について】

Q 1 : P 5 7 や P 6 5 にある各分野の目標の(2)で、現行の学習指導要領では「考察して自らの考えを導き出し」とあったものが新学習指導要領では「分析して解釈し」となっている。どのようなねらいで変更されたのか。また、指導する上でどのようなことに留意すべきか。

A 1 : 小学校との系統性を考慮し、小学校で身につけた「比較」や「条件制御」などの能力をさらに高めることを意図して、「分析して解釈し」と、より主体的・科学的な表現になった。指導においては、小学校との系統性を意識することや、規則性を発見したり課題を解決したりする方法を身につけさせ、科学的な思考力を育成するというねらいを踏まえて指導することが大切である。

【内容・内容の取扱いについて】

Q 2 : P 5 9 「(3)電流とその利用」の「ア 電流」で、P 1 3 5 の移行措置の表では、「(エ) 静電気と電流」が最初にあるのは、何か意図があるのか。

A 2 : ア～ウについては従来の並びを継承したため、静電気は「エ」として追加された。そのため、移行措置の表の中では学習の順序としてエが先になった。

Q 3 : P 6 3 「3 内容の取扱い」(3)アにある、「代表的なプラスチック」とはどのようなものか。

A 3 : ポリエチレン(P E)やポリエチレンテレフタレート(P E T)などが考えられる。

Q 4 : P 6 6 にあるウの(イ)に関して、「シダ類」「コケ類」「藻類」について平成10年の改訂で削除され、今回の改訂で「シダ類」「コケ類」が復活したが、「藻類」については削除されたままである。「藻類」の扱いはどうすればよいか。

A 4 : 藻類は、近年、分類に複数の学説があることから、今回は外された。

Q 5 : P 6 6 「(2)大地の成り立ちと変化」イについて、「不整合」は平成10年の改訂で削除されたままであるが、「大地の成り立ち」の理解を深める上で重要なことと考えるが、扱いはどうすればよいか。

A 5 : 基本的には、指導する必要はないが、「はどめ規定」がなくなったことから、指導することは可能である。その際には、それまでに学習すべき内容が理解されていることや、生徒の負担過重にならないこと、計画的に取り扱うことなどに注意が必要である。

Q 6 : 「内容の取扱い」の中で「～にも触れること」という表現が見られるが、どの程度触れればよいか。また、入試での扱われ方はどうか。単語(現象名など)くらいは書けるようにしておく必要があると捉えておくべきか。

A 6 : 「触れる」の意味は、提示や演示、紹介などにより、「こういうものもある」「こういうこともある」というように「知らせる」ことである。したがって、その仕組みや原理等を理解したり、計算に取り組んだりする必要はない。ただ、今後作成される教科書には名称などが掲載されると思われるので、掲載された内容程度は入試でも出題される可能性があると考えられる。そのため、例えば名称や言葉等は知っている(書ける、選択できる等)という程度に指導する必要はあると考えられる。

【指導計画の作成と内容の取扱いについて】

Q7： P72「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1(6)で、「道徳の時間などとの関連を…理科の特質に応じて適切な指導をすること。」とある。理科の特質に応じるとは、どのようなことを指すのか。

A7： 例えば、自然の事物・現象を調べる活動を通して自然と人間のかかわりを認識させることで、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図ることが考えられる。また、科学的な見方や考え方を養うことを通して、道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度の育成を図ることなども考えられる。

Q8： 第2,3学年の時間数が増え、内容が以前の学習指導要領に戻ったように感じるが、以前の指導内容と考えて良いか。あるいは、もっと深化・発展させる必要があるのか。

A8： 新学習指導要領は、平成元年度版の学習指導要領に近いように感じられるが、指導上の留意点などが異なっており、いわゆる「はどめ規定」がなくなったことや、「分析して解釈」すること、ものづくりを積極的に取り入れること、道徳との関連を図ることなど、指導上の扱い方等において違いがある。

【補助教材・備品について】

Q9： 指導のために新しい備品が必要になるが、購入等はきちんとできるか。

A9： 教材の整備は市町村教育委員会と相談して進めていただくことになる。社団法人日本理科教育振興協会や各業者からも必要な教材・備品等の一覧等が出ているので、参考にさせていただきたい。

(例) 社団法人日本理科教育振興会リーフレット

http://www.japse.or.jp/pdf/study_revision.pdf

Q10： 教科書は変わるのか。

A10： 教科書は、移行期間中は変わらず、平成24年度に新しくなる。補助教材については、文部科学省の責任の下で教科書会社が作成し、平成21年度用については、電子データ(CD-ROM)で今年度2月下旬に、補助教材本体は3月末に配付予定である。平成22年度用については、平成21年度中に配付予定である。

Q11： 移行期間中の補助教材に付随する指導書はあるか。

A11： 補助教材に付随する指導書は、教科書会社が独自に作成する。購入については、各市町村教育委員会や各学校で判断することとなる。

「中学校学習指導要領 音楽」に関わるQ & A

【各学年の目標及び内容について】

Q 1 : 各学年の目標及び内容が、第1学年は単独で、第2・3学年はまとめて記されているのはなぜか。

A 1 : 第2学年及び第3学年は、学校や生徒の実態などに応じた弾力的な指導を効果的に進めることができるように、学年の目標及び内容をまとめて示している。そして、第1学年から第3学年まで、継続的に深まりをもって表現及び鑑賞の幅広い活動を行っていく必要がある。

Q 2 : 指導内容で初めて「テクスチュア」という事項が挙げられたが、「テクスチュア」とは何か。また、具体的にどのような指導をするのか。

A 2 : 英語の“texture”には、「織り方」「織り目」「織り地」とか、「きめ」「手触り」といった意味がある。

音楽用語としては、音と音とが同じ時間軸上で垂直にかかわったり、時間の流れの中で水平的にかかわったりして、織物の縦糸と横糸のような様相で生まれる、様々な音の織り合わせの状態のことを言う。具体的な指導としては、音や旋律の組み合わせ方、和音や和声、多声的な音楽などについて取り上げることが考えられる。

さらに、二つ以上のパートが基本的に同じ旋律を奏しながらも、細部ではわずかに違う速度になっていたり装飾的な音が入っていたりして、結果的に「ずれ」が生じているような「ヘテロフォニー」なども含まれる。これは、我が国の伝統音楽に見られる特徴的なもので、このような様々な音と音とのかかわり合いなどについて指導することが考えられる。ただし、生徒にわかるように指導するということが最も大切であるので、それを念頭において指導を工夫していくことが求められる。

Q 3 : 〔第2学年及び第3学年〕2内容、B鑑賞(1)アの「根拠をもって批評する」の「根拠」というのは、文化・歴史などの背景や構成要素を総合したものであるという解釈でよいか。また、その具体的な方法は何か。

A 3 : この「ア」で示した指導事項には、「根拠をもって批評する」の前に、「音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを理解して聴き」とある。つまり、鑑賞の活動では、音楽を形づくっている要素や構造と、それらによって生み出される曲想とのかかわりを理解して聴くことが重要であり、その上で音楽のよさや美しさなどについて、音楽を形づくっている要素や構造などの客観的な理由をあげながら、自分なりの感じ方や自分にとっての価値などを言葉で表現することが、「根拠をもって批評する」ということになる。また、その音楽の背景となる風土や文化・歴史などが、音楽を形づくっている要素や構造の中にどのように表れているのかを考えることは、とても意味のあることである。

具体的にどのような内容を含めて、自分なりに批評をすることができるように指導するかについては、中学校学習指導要領解説 - 音楽編 - において示しているので参照していただきたい。

Q 4 : 〔第1学年〕2内容、A表現(4)イ(イ)、〔第2学年及び第3学年〕2内容、A表現(4)イ(イ)について、「伝統的な声の特徴を感じ取れるもの」についての指導ができるようになるためには、かなりの研修が必要だと思われる。「表現」ではなく「鑑賞」でとりあげることはできないか。

A 4 : 今回の改訂により、「歌唱教材には、次の観点から取り上げたものを含めること」と示しており、(イ)で「民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの」という観点を示している。つまり、器楽における和楽器の指導と同様に、歌唱においても我が国の伝統的な歌唱の指導が必修となった。

具体的な歌唱の種類や声の特徴、指導の例などについては、解説P 34～35において示されているので参照していただきたい。

【指導計画の作成について】

Q 5 : 「道徳の時間などとの関連を考慮しながら(中略)、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること」とある。音楽科の特質に応じるとはどのようなことを指すのか。

A 5 : まず、教師の音楽に対する熱意ある態度や行動による感化が大切である。また、音楽科の目標で示している「音楽を愛好する心情」や「音楽に対する感性」は、美しいものや崇高なものを尊重することにつながる。そして、音楽による「豊かな情操」は、道徳性の基盤を養うものである。

例えば、歌唱の共通教材には、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの、我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるものなどが含まれているが、これらは道徳的心情の育成に資するものである。それぞれの曲を扱う際に、そこで歌われている心情を深く掘り下げていくような指導を工夫していく必要がある。

【内容の取扱いについて】

Q 6 : 器楽の指導については、指導上の必要に応じて和楽器を用いることとあるが、ここにある和楽器と3学年間を通じて行う1種類以上の和楽器とは重複してもよいか。

A 6 : 重複してよい。「指導上の必要に応じて」とあるが、和楽器の指導については、「3学年間を通じて1種類以上の楽器の表現活動を通して」とあり、これは、和楽器の指導が必修であることを示している。つまり、中学校第1学年から第3学年までの間に1種類以上の和楽器を扱い、表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるように工夫することを示している。

具体的な和楽器名や活動の例については、中学校学習指導要領解説 - 音楽編 - において示しているので参照していただきたい。

Q 7 : 音楽科における「知的財産権」について知りたい。

A 7 : 「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される他人に無断で利用されない権利のことである。この中の一つに著作権がある。また、著作権には、著作物を保護する著作者の権利、実演等を保護する著作隣接権がある。インターネットを通じて配信されている音楽についても著作権が存在するという事に留意する必要がある。

指導に当たっては、楽曲にはそれを創作した著作者がいることや、著作物であることを生徒が意識できるようにするとともに、つくった人に対して敬意を表すようにすることが大切である。

「中学校学習指導要領 美術」に関わる Q & A

【目標について】

Q 1 : 目標に示されている「豊かな感性」と「豊かな情操」の違いは何か。

A 1 : 「感性」とは、様々な対象・事象からよさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力であり、知性と一体化して人間性や創造性の根幹をなすものである。「情操」とは、美しいものや優れたものに接して感動する、情感豊かな心をいい、情緒などに比べて更に複雑な感情を指すものとされている。

【各学年の目標及び内容について】

Q 2 : 今回の改訂で新設された〔共通事項〕は、「表現」と「鑑賞」の学習において共通となる資質や能力であるとされているが、具体的にはどのようなことか。

A 2 : 今回の改訂では、学習内容を育成する資質や能力の視点から整理をした。その際、発想や構想の能力、創造的な技能、鑑賞の能力のいずれを育成するときにも、共通に必要な資質や能力を整理し〔共通事項〕として示された。表現及び鑑賞の活動の支えとなるものであり、それぞれの活動を通して指導することが求められている。

Q 3 : 〔共通事項〕で、光が取り上げられたのはどうしてか。

A 3 : 色は光の反射により見えるので、科学的にとらえれば光と色は同一であるという考え方もある。しかし、例えば同じ風景や対象であっても、晴れた日と曇った日、朝と昼など、光の当たり方により受ける印象が大きく変わってくる。また、白熱灯と蛍光灯でも部屋の雰囲気が変わってくる。このようなことから、生徒に造形を豊かに感じ取らせ考えさせるためには、光という視点でもとらえさせることが重要であり、身近な生活の中でその効果を実感をもって理解させることが大切だからである。

Q 4 : 日本の美術や伝統文化に関する指導について、「継承と創造への関心を高める」とはどのようなことを指すのか。

A 4 : 伝統の中にこれからの時代にとって価値あるものを見だし、現在に至るまでなぜ大切に残されてきたかを理解した上で、さらに一人一人の手で継承し新たな価値や文化を積極的に創造していこうとする気持ちをもたせることが重要である。自らの人生をより充実したものにするために、心豊かな生活に寄与する美術文化の意味や役割を理解させるとともに、人類共通の価値である芸術や美術文化の幅広い理解と、それらを大切にしていこうとする態度を深めることを目指している。

【指導計画の作成について】

Q 5 : 時数に比べて取り組むべき内容が多いと思うが、どのように年間計画を作成すればよいのか。

A 5 : 今回の改訂では、現行のものと比べ、取り組むべき内容が増えているわけではない。また、各学校の指導計画の作成に当たっては、学習指導要領に示されている美術科の目標及び内容についての確に把握し、各学校の教育目標との関連を明らかにして、学習内容の確実な定着を図りながら、生徒一人一人が個性を生かして主体的・創造的に学習することができるようにする必要がある。

Q 6 : 心の教育の充実が求められている中で、美術科の時数の増加がないのはなぜか。

A 6 : 今回の改訂では「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う」ことが教科の目標であり、この目標は 美的、造形的表現・創造、文化・人間理解、心の教育の三つの視点でとらえることができる。これらを十分に踏まえて、教科目標の実現に向けて確かな実践を一層推進していくことが求められる。時数は増加していないが、心の教育を充実することは教科の学習において重視されている。

Q 9 : 「鑑賞」の時間と「作品製作」の時間は、どのようにバランスをとったらいいのか。

A 9 : 「B鑑賞」に充てる授業時数については、今回の改訂では、「適切かつ十分な授業時数を確保すること」としている。鑑賞の学習を年間指導計画の中に位置付け、鑑賞の目標を実現するために必要な授業時数を定め、確実に実施するには、鑑賞と表現との関連を考えて鑑賞の指導を位置付けたり、ねらいに応じて独立した鑑賞を適切に設けたりするなど指導計画を工夫する必要がある。鑑賞に充てる時数は示していないが、学習指導要領に示された内容が生徒に身に付けることができるかどうかを考え、各学校が適切かつ十分な時数を確保し、生徒や各学校の実態、地域性などを生かした効果的な指導方法を工夫することが求められている。

【内容の取扱いについて】

Q10 : 2(3)「...生徒が夢と目標を持ち」の夢とは具体的にどういうことか。

A10 : 創造は、まず夢や目標や課題をもつことから始まる。生徒が描く、美へのあこがれ、社会や科学、神秘性などに興味をもち、自己の現在及び未来への願いや、生活や社会を改善していくための方策など積極的、建設的な夢をここでは示している。

「中学校学習指導要領 保健体育」に係る Q & A

【各学年の目標及び内容について】

Q 1 : 目標と内容を 1 , 2 年生と 3 年生に分けているのはなぜか。

A 1 : 今回の改訂のポイントのひとつに「指導内容の体系化」がある。小学校から高等学校までの 1 2 年間を見通して、各種の運動の基礎を培う時期、多くの領域の学習を経験する時期、卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようにする時期の発達段階ごとの 3 つのまとまりに分けて指導内容を示している。具体的には、小学校 1 年生から 4 年生まで、小学校 5 年生から中学校 2 年生まで、そして中学校 3 年生から高等学校 3 年生までをそれぞれまとまりとしてとらえている。

【内容の取扱いについて】

Q 2 : 武道が必修となるが、柔・剣道場がない学校ではどうなるか。指導方法の工夫にも限界があるのではないかと。また、剣道用具などの準備は、学校で対応するのか。

A 2 : 武道場の確保が難しい場合は、他の施設で実施することとなるが、その際も安全上の配慮を十分に行い、基本動作や基本となる技の習得を中心として指導を行うなど指導方法を工夫することとしている。

また、予算措置については、文部科学省平成 2 1 年度概算要求において、「公立中学校武道場整備費補助」として条件整備が盛り込まれている。

防具や畳については、地方交付税措置によって予算的な措置が考えられている。

Q 3 : 武道が必修になるということで、例えば、各学校では柔道着を生徒の人数分そろえなければならないという現状がでてくると思われるが、その際の配慮事項について伺いたい。

A 3 : 学校で購入して生徒に貸与する場合は、保護者の負担免除を考慮した取組であることを説明し、理解を得ることが大切である。貸し出す際の留意点として、男子用・女子用に区別すること、下に T シャツ等の衣類などを着用させるなどしてけがの防止や衛生面に配慮すること等があげられる。

Q 4 : 「F 武道」においては、「柔道、剣道、相撲の中から一つを選択して履修。地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどその他の武道についても履修させることができる。」と示されている。例えば、実態に応じて「なぎなた」だけを履修させてもよいのか。それとも、「柔道、剣道、相撲」のうち一つは必修とし、それ以外に「なぎなた」も指導してよいということなのか。また、「レスリング」は武道に入るのか。

A 4 : 次の 5 つの条件を満たしていれば「なぎなた」でも可能である。

地域に根ざしている。

学校として継続して指導できる。

安全上の配慮ができています。

目標・ねらいを逸脱しない。

指導と評価計画を自校でつくるのが可能。

レスリングは武道には当てはまらない。教育基本法の改正を受け、日本の伝統と文化にふれる学習の一貫として武道が位置付けられていると考えていただきたい。

Q 5 : 1・2 年生で武道とダンスが必修になったが、その理由は何か。

A 5 : 小学校高学年との接続を踏まえ、多くの領域を経験させた上で、それらをもとに自らが更に探究したい運動を選択できるようにするため、武道とダンスを含むすべての領域を必修とし、3 年生から領域選択ができるようにした。

Q 6 : 1 , 2 年は水泳が必修になったが、プールがない場合には実施しなくてもいいのか。

A 6 : 適切な水泳場の確保が困難な場合には水泳を扱わないことができるが、この場合でも、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げること。

Q 7 : 選択制の考え方を教えてほしい。

A 7 : 1, 2年では、領域は必修であるが、領域の内容(運動種目等)は選択となる。生徒の学習意欲を高めるためには、可能な限り示された領域の内容が選択できるようにすることが望ましいが、安全面の確保及び指導の充実といった視点から、指導者の指導が行き届く範囲での展開が条件となる。

3年では、少なくとも一つの生涯を通じて継続できる運動やスポーツに出会うことができるようにすることを目指していることから、ある程度のまとまった時間を確保して、その運動のもつ特性により深く触れることができるようにすることを想定している。器械運動、陸上競技、水泳、ダンスのまとまりの中から1領域以上、球技と武道のまとまりの中から1領域以上を選択して履修できるようにすることを内容の取扱いで示している。この選択では、生徒が自ら行いたい運動を選ぶという趣旨があるので、保健体育科教員が一人しかいない学校の場合などは、別途配慮が必要と考えるが、領域については男女共習を原則として領域の選択ができるよう学習機会を保証する必要がある。

Q 8 : 3年生の内容の取扱いについて、前回は「E球技」「F武道」「Gダンス」からの選択であったが、今回「E球技」及び「F武道」から一つ以上選択して履修するようになったのはなぜか。

A 8 : まだ、体育が男女別に学習していた頃の考えが一部にあり、男子は「武道」、女子は「ダンス」という既成概念があったようである。今回の改訂では、個人で勝敗を競ったり、記録やできばえに挑戦したりする領域として、「器械運動」「陸上競技」「水泳」「ダンス」のくくりがある。また、集団や個人として相手と競って楽しむ領域として「球技」「武道」の2領域をあげている。

Q 9 : 水泳の領域でバタフライが導入されたねらいは何か。

A 9 : 現行学習指導要領には中学校から背泳ぎが入っている(小学校では学校の実態に応じて背泳ぎも扱うことができる)が、泳法学習の順序性としては、クロール・平泳ぎの後、背泳ぎとバタフライではどちらを先に指導した方がよいかということが明確になっていないため、今回の学習指導要領で示されることになった。

Q 10 : 球技の領域で、ゴール型、ネット型、ベースボール型とグループ化された理由は何か。

A 10 : 球技の特性や魅力は、類型ごとに特徴があるので、その類型の共通点に着目して、指導内容の系統性を考える必要があるとの指摘を受け改善を図った。中学校以降の球技の選択の課題として、種目レベルの選択では、同類型の選択となっている場合も多く見られることから、最低限異なる類型を体験させ、自らに適した運動を選択する能力の育成につながっていくことが必要であるとの考えから3つの型別に示すこととした。

Q 11 : 内容E「球技」のうち、ベースボール型において、ソフトボールは必修か。

また、キックベースボールはベースボール型に入るのか。

A 11 : ソフトボールは必修である。学校や生徒の状況からソフトボールを行えない場合は、バットやボールなど用具に関するものやルールなどの工夫をすることにより、ソフトボールに近いものは可能になると考える。学校や生徒の状況を判断して実施種目を決定してほしい。キックベースボールはベースボール型に入るが、ソフトボールの実施が可能であれば、ソフトボールを扱った上で、履修させることができると考えてほしい。

「中学校学習指導要領 技術・家庭」に関わるQ & A

【目標について】

- Q 1 : 目標の一つとして、習得させる知識及び技術が、「基礎的な」から、「基礎的・基本的な」に変わったが、これは具体的にどのような内容の変化を示すものか。
- A 1 : 学校教育法の改正等を踏まえ、文言を統一するために整理したものであり、教科目標についての基本的な考え方は従来と同様である。厳密に「基礎」と「基本」を分けることはできない。

【内容について】

(技術分野)

- Q 2 : 各内容の「技術の適切な評価・活用」についてどのような視点から考えればよいのか。
- A 2 : 各内容の「技術の適切な評価・活用」については、技術には光と影があることを知り、ものづくりの経験を通して深めた技術と社会・環境とのかかわりの理解を踏まえ、現代及び将来において利用される様々な技術を適切に評価し活用して生活を改善、発展させるための能力と態度を育てる視点で指導することが重要である。
- Q 3 : 内容C「生物育成に関する技術を利用した栽培または飼育」は現行の学習指導要領の栽培の内容と同様の扱いでよいのか。
- A 3 : 現行の指導事項A(6)の内容と同じ部分もあるが、栽培をすればよいのか、飼育をすればよいのかという捉え方ではなく、「生物育成に関する技術が、食糧、バイオエタノールなどの燃料、木材の生産、花壇や緑地等の生活環境の整備など、多くの役割をもつことについて理解させるよう配慮する。」こととなっている。技術分野で学習する技術A～Dの技術は、社会や環境とも関わっていること、そして、この技術の役割という点で捉えている。
- Q 4 : 内容C「生物育成に関する技術」で、飼育は全く新しい内容となるが、そのための施設設備等についてはどうなるのか。畑や生物を飼育する場所が取りにくい学校では、どのようなことが考えられるか。
- A 4 : まだ整備されていない施設設備等については各市町村の教材備品費等で予算要求をする必要がある。今まで選択であった内容が必修となることから、必要な備品等を調査し、早めに教材備品費を有効活用して計画的に整備していただきたい。関連する地域機関・施設などとの連携を図ることも考えられる。
- Q 5 : 内容Dでは、現行の「コンピュータの基本的な操作」が削除された。「小学校及び家庭で」というが、教える時間をどう確保するのか。
- A 5 : 今日の小学校や家庭における情報機器等の使用状況を踏まえて、基礎的なコンピュータの操作やソフトウェアの使用、インターネットによる情報の検索などの内容を整理することで、技術分野でのコンピュータの基本的な操作が小学校で行われることとなった。また、基礎的なコンピュータの操作やソフトウェアの使用などは、小学校の各教科、総合的な学習の時間などで対応することとしている。しかし、不十分な場合があることも予想されるので、その際は、技術分野だけで担うのではなく、中学校の他教科等で必要な能力を養う必要がある。
- Q 6 : 内容D「情報に関する技術」は現行学習指導要領のB「情報とコンピュータ」の選択(5)、(6)の内容が主になっているが、基本的な内容項目の(1)～(4)は小学校のどこで、どの程度指導されるのか。また、それはどこに示してあるのか。
- A 6 : 小学校学習指導要領第1章総則「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の2(9)に、「各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。」と示してある。

Q7： 内容D(3)イで「簡単なプログラムが作成できること」とあるが、このプログラムは、制御と関連づける必要があるのか。それともディスプレイ上でのプログラムの実行だけでも構わないのか。

A7： 内容D(3)は「プログラムによる計測・制御について」であり、ただ単にプログラムを作成することができればよいのではなく、計測・制御のためのプログラムを作成することができるようにするとともに、情報処理の手順を工夫する能力を育成しなくてはならない。

(家庭分野)

Q8： 内容B(3)「日常食の調理と地域の食文化」について、ア、イの内容とウの内容の違いは何か。

A8： 内容B(3)のウの事項については、ア、イの事項等の学習を踏まえ、食生活を見直し、課題を見付けて計画し、実践、評価、改善するという一連の学習活動を重視し、問題解決的な学習を進めるようにするものである。

Q9： 「地域の食文化」「地域の食材」という言葉の「地域」とはどの程度の範囲を指すのか。都道府県単位なのか、市町村単位なのか、もっと狭く考える必要があるのか。

A9： 内容Bの(3)イの事項については、地域の食材を用いることの意義について、「生産者と消費者の距離が近いために、新鮮なものを食べることができる」などのよさが示されていること、また「地域との連携を図り、調理実習を中心として行うよう配慮する」などのことから、学校や生徒の実態に合わせ、これらのことが指導できる地域を設定する必要がある。

【指導計画の作成について】

Q10： 1(1)に「いずれかの分野に偏ることなく配当して履修させること」とあるが、A～Dの内容を均等にという意味か。

A10： 「いずれかの分野」とは、技術分野及び家庭分野を指す。

Q11： A～Dの内容の時間配分は、最低の時数等が、県や教育事務所から示されるのか。

A11： 最低時数は示さないが、各指導項目や事項がねらいどおり指導されなくてはならないので、そのねらいを達成するために必要な時数を設定し、3年間を見通した指導計画を学校ごとに作成することが大切である。

Q12： 年間計画を作成するときに、題材を通した具体的な学習活動が重なったり、同じ活動を通して複数の内容が達成されたりすることがあると思うが、明確に時数を分けて計画しなければならないのか。

A12： 内容、項目及び事項を横断的に捉えて題材を構成するため、内容ごとの時数を示すことは難しい場合もあると考える。

Q13： 技術分野と家庭分野の内容A～Dにおいて、各項目に配当する授業時数及び履修学年については各学校で適切に定められているが、特に注意すべき点を示してほしい。

A13： 各分野の内容AからDの各項目については、各項目や各項目に示す事項の関連性や系統性に留意し、適切な時期に分散して履修させる場合や特定の時期に集中して履修させる場合、3年間を通して履修させる場合などを考えて計画的な履修ができるようにする。なお、内容A(1)については、3学年間の学習の見通しを立てさせるガイダンス的な内容として、第1学年の各分野の最初の時間に履修させる。また家庭分野の「生活の課題と実践」の事項については、学習の時期を考慮し効果的に実施できるよう配慮する。

Q14： 内容A（1）アを第1学年の各分野の最初に計画を立てることになっているが、その次にはどの内容をもって来た方がよいか。

A14： 地域や学校の実態、生徒の発達の段階や興味・関心、各分野及び他教科等との関連を考慮し、3学年間にわたる全体的な指導計画に基づき各学校で適切に定めるようにする。

Q15： 3年間を見通した指導計画の作成（ストーリー性、ガイダンス）をどのようにしたらよいか。

A15： 技術・家庭科における題材とは、教科の目標及び各分野の目標の実現を目指して、各項目に示される指導内容を指導単位にまとめて組織したものである。したがって、題材の設定に当たっては、各項目及び各項目に示す事項との関連を見極め、相互に有機的な関連を図り、系統的及び総合的に学習が展開されるよう配慮する。

Q16： 内容A（1）は「第1学年の最初に履修させる」とあるが、技術分野も家庭分野も第1学年の1学期の最初に履修させるということか。それとも技術分野と家庭分野それぞれの授業の最初に履修させると理解してもよいか。

A16： 3学年間の学習の見通しを立てさせるガイダンス的な内容として、第1学年の各分野の最初の時間に履修させることとする。

第1学年の各分野の最初に履修させることとしているので、10月になることもあり得る。

（技術分野）

Q17： 内容A～Dの時間数は均等でなくてもよいか。

A17： 各内容の指導時数は、必ずしも均等にする必要はなく、地域、学校及び生徒の実態等に応じて各学校で適切に定めればよい。

Q18： 「小学校図画工作科、家庭科などの学習を踏まえ」とは具体的にどの内容を指しているのか。

A18： 技術分野については、小学校図画工作科の工作に表すことの内容を指す。家庭分野については、小学校家庭科の内容全般を指す。

（家庭分野）

Q19： 「生活の課題と実践に当たる3事項のうち1又は2事項を選択して履修させること」とあるが、学校選択でよいのか。また、「家族関係又は幼児の生活について」「日常食又は地域の食文化について」「衣食住又は住生活について」とそれぞれに選択するように記述してあるが、これも学校選択でよいのか。

A19： 「生活の課題と実践」の事項の選択については、各学校がその実態に応じて工夫して指導計画を作成するが、生徒が学習する事項を選択できるようにすることが望ましい。「家族関係又は幼児の生活」等の表記については、「家族関係」か「幼児の生活」のどちらか、または両方を扱うことを示す。

【内容の取扱いについて】

（技術分野）

Q20： 内容の取扱い（5）「技術にかかわる倫理観や新しい発想を生み出し活用」についてどのような視点から考えればよいか。

A20： 内容の取扱い（5）「技術にかかわる倫理観や新しい発想を生み出し活用」については、技術に関する重要な要素としての知的財産権教育の視点から、知的財産の「保護」に加えて、その「活用・創造」の視点を重視するために内容の取扱いの（5）に「すべての内容において、技術にかかわる倫理観や新しい発想を生み出し活用しようとする態度が育成されるようにするもの」と示された。加えて、現代の技術に関する課題としての安全に関しても、感電・漏電の防止といった使い手としての安全に関する内容に加えて、作り手として求められる「倫理観」についても指導することが内容の取扱いの（5）に示されている。

(家庭分野)

- Q21: 幼児とのふれあい体験が必修となり、各施設への依頼がこれまで以上に増えると思うが、行政(市教委等)による各施設への依頼や調整などを行う予定があるのか。
- A21: 各市町村の実態に合わせて、学校が施設等との事前の打ち合わせや準備を行う。また、幼児とのふれあい体験については、生徒が施設へ出向いて触れ合うことのほか、教室に幼児を招いての触れ合いや、視聴覚教材やロールプレイングなどを活用してかわり方の工夫をする学習も考えられる。なお、各施設への協力依頼については、文部科学省幼児教育課から各教育委員会あてに文書が通知されることとなっている。
- Q22: 内容B(2)エ「食に関する指導については、技術・家庭科の特質に応じて、食育の充実に資する」とあるが、具体的にはどういうことか。家庭分野では、どの程度を目標にして食育をすればよいか。
- A22: 内容Bの項目に示されているとおり、食事の重要性、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力、望ましい食習慣の形成、地域の産物・食文化の理解、基礎的・基本的な調理の知識と技術などを総合的にはくむという観点から推進することが必要である。
- Q23: 内容C(1)アの内容について。「和服の基本的な着装を扱うこともできる」とあるが、必ずしも扱わなくてもよいか。
- A23: 必ずしも扱わなくてもよい。
- Q24: 和服を取り上げる場合はどのように取り上げればよいか。また基本的な着装は浴衣を想定しているのか。
- A24: 扱う場合は、浴衣などの和服について調べたり着用したりするなどして、和服と洋服の構成や着方の違いに気付かせたり、衣文化に関心をもたせたりするなどが考えられる。
- Q25: 現在は中学校での学習内容であるが、小学校へ移行される学習内容があるが、(例 五大栄養素)小学校ではどのようにどの程度学習するようになるのかを具体的に知りたい。
- A25: 具体的な内容については、小学校学習指導要領解説に述べられているので参照されたい。

「中学校学習指導要領 外国語」に関わる Q & A

【目標について】

Q 1 : 第 1 目標の中に、「読むこと、書くこと」が付け加えられているのは、現行が聞くことや話すことにかたよっていたからなのか。

A 1 : 今回の改訂では、小学校に外国語活動が導入され、特に音声面を中心として外国語を用いたコミュニケーション能力の素地が育成されることになったことを踏まえ、中学校段階では「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」、「書くこと」を明示することで、小学校における外国語活動ではぐくまれた素地の上に、これら四つの技能を総合的に育成することを目指しているからである。

Q 2 : 目標の「実践的」がとれたことの意味は何か。

A 2 : コミュニケーション能力は、実践を当然に伴うものであることを踏まえ、現行では「実践的コミュニケーション能力」となっていたものが、単に「コミュニケーション能力」となっている。意味は同じであり、「聞くこと」、「話すこと」を重視しなくなったということではない。

【目標及び内容について】

Q 3 : 「2 内容 (1) 言語活動 ア 聞くこと (オ) 」について、「まとまりのある英語」はどの教材を使うべきか。

A 3 : 中学校学習指導要領解説外国語編 P 1 2 に

「まとまりのある英語」とは、一つのテーマに沿って話されたものや内容に一貫性のあるものなどを示している。例えば、スピーチや機内アナウンス、天気予報などが挙げられる。話し手が伝えたいことや、聞き手として必要な情報を理解できるようになることが必要である。

と説明されている。したがって教材については、スピーチや機内アナウンス、天気予報など、内容的にまとまりのある複数の英文で構成され、その全体の概要や内容を捉えることができるものを扱う。

Q 4 : 「2 内容 (1) イ 話すこと (エ) 」について「話を続ける」と「話が長くように話す」との違いを明確にしてほしい。

A 4 : 改訂前は「話が長くように話す」となっていたが、今回の改訂では、「話を続ける」という活動の目標がより明確になる表現に改められた。

Q 5 : 「2 内容 (3) 言語材料 イ 文字及び符号」の中に「アルファベットの活字体」とあるが、生徒自身が書くのは今までどおりブロック体か。

A 5 : 「筆記体」に対しての「活字体」であり、ブロック体は活字体の一字体である。そのブロック体を指導するに際しても、「英語で書かれた印刷物を読んだり情報機器を通して英語を読み書きしたりする場合、また、英語でメモや手紙などを書くため」(中学校学習指導要領解説外国語編 P 3 3)には、例えば「a」「g」等のアルファベットの活字体を使用できるようにする指導の必要がある。

Q 6 : 「2 内容 (3) 言語材料 エ 文法事項 (イ) 文構造 c (b) , f (c) および (ウ) 代名詞 b」については「理解のレベルにとどめ表現することまで求めない」と現行学習指導要領ではなっているが、今回はどのように扱うようになるのか。

A 6 : いわゆる「はどめ規定」の見直しにより、その表記が削除されている。これらの事項についても表現力を身に付けるための指導を行うこととなる。

- Q7： 「2内容(4)言語材料の取扱い」のところで「ア 発音と綴りを関連付けて指導すること」とあるが、フォニックスの指導をするということか。
- A7： 発音と綴りを関連付けて指導するには工夫が必要である。フォニックスはその方法のひとつである。
- Q8： 中学校では引き続き筆記体の指導についての記述はないが、高校では依然として通常の授業の中で使用されており、生徒の負担、混乱につながっている。この点について中高連携をどのように図ればよいか。
- A8： 筆記体については、中学校学習指導要領外国語 「3 指導計画の作成と内容の取扱い」(1)エの中で「文字指導に当たっては、生徒の学習負担に配慮し筆記体を指導することもできること」と示されている。生徒の学習状況によって弾力的に扱うことになっている。高校の先生方には、中学校学習指導要領の内容を理解していただくよう、周知していきたい。

【指導計画の作成について】

- Q9： 平成21年度からの移行期間において3学年とも105時間を継続しているのに、新課程でいきなり140時間となるのはなぜか。週時数が各1時間増で、どこに重きを置くのか規定や制限はあるのか。
- A9： 今回の改訂で、授業時数が105時間から140時間に増加しているが、指導すべき語数を除き、文法事項等の指導内容はほとんど増加されていない。これは、言語活動の充実を通じて、言語材料の定着を図り、コミュニケーション能力の基礎を育成することを意図したものである。なお、移行期間中では、授業時数の増加はないが、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができる。また、移行期間中の工夫については、一例として選択教科の活用がある。具体的には、移行期間中は、生徒が選択することに加え、いわゆる学校選択も可能とされていることを受け、例えば選択教科を、新課程で授業時数が大きく増加する外国語とすることで、現行課程からの円滑な接続を図ることも有効な方法の一つと考えられる。ただし、移行期間中の選択教科の指導内容や評価については、選択教科の趣旨を踏まえ、必修教科とは別にしなければならないことに留意する必要がある。
- Q10： 教科書の分量が倍になるということを聞いたが、本当にそうなるのか。
- A10： 今回の改訂では「読むこと」、「書くこと」の指導の充実を図ることにより、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の四つの領域をバランスよく指導することが明示されている。また、授業時数も各学年とも年間105時間から140時間に増加することから、それに伴い、教科書の分量も増えることが予想される。
- Q11： 指導する語数が900語程度から1200語程度に増えるということは教科書の単元が増えるということか。
- A11： 身近な事柄について一層幅広いコミュニケーションを図ることができるようにするため、指導する語数が増加している。その指導のために単元を増やす必要があると教科書会社が判断すれば、単元が増える可能性がある。
- Q12： 指導する語数が1200程度になったが、その範囲は教科書の出版社に任されるのか。一応の指針はあるのか。
- A12： 1200語程度の語を国が示すことはない。学習指導要領に示されている「2 内容」に基づき教科書会社が判断して選定することになる。

Q13：平成24年，25年の2，3年生の学習内容や，取り扱われる英単語は，旧教科書とずれが生じないように配慮してもらえるのか。

A13：平成24年度には，教科書会社が新旧対応表を作成するので，それをういて指導していくことが可能である。また，平成24年度から使用する教科書は，語数の増えた新しい教科書を使用するので，平成24年度の2，3年生に対しては，移行期間中に完全実施に備え，コミュニケーション活動の中で語数を増やしていくなどの配慮が必要となる。

【小学校の外国語活動が導入されたこととの関連について】

Q14：「小学校における外国語活動との関連に留意して」とあるが，小学校の外国語活動の何を踏まえて指導計画を作成すればよいか。

A14：小学校の外国語活動の目標は「外国語を通じて，言語や文化について体験的に理解を深め，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り，外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら，コミュニケーション能力の素地を養う。」となっている。

また小学校学習指導要領解説外国語活動編P8の中には，

小学校段階の外国語の学習については，聞くことなどの音声面でのスキル（技能）の高まりはある程度期待できるが，実生活で使用する必要性が乏しい中で多くの表現を覚えたり，細かい文構造などに関する抽象的な概念を理解したりすることを通じて学習の興味・関心を持続することは，児童にとっては，難しいと考えられる。したがって，中学校段階の文法等を単に前倒しするのではなく，あくまでも，体験的に「聞くこと」「話すこと」を通して，音声や表現に慣れ親しむこととしている。

と示されている。小学校の外国語活動では，スキルの習得を目標としているのではなく，あくまでもコミュニケーション能力の素地を養うことを目標としている。

また，中学校学習指導要領解説外国語編P3の外国語科改訂の趣旨の中に

「聞くこと」，「話すこと」，「読むこと」及び「書くこと」の四つの領域をバランスよく指導し，高等学校やその後の生涯にわたる外国語学習の基礎を培う。

とあるように，あくまでも，外国語の「学習」のスタートは中学校から始まると考え，小学校の外国語活動を通じて培われた一定のコミュニケーション能力の素地を踏まえながら，指導計画を作成することになる。

Q15：小学校に外国語活動が加わることで，中学校の学習活動内容と重複すると思われるが，小学校との学習内容での連携をどのようにするのか。

A15：中学校における外国語教育への円滑な接続が実施できるようにすることについては，中学校学習指導要領解説外国語編P56に

地域の小学校における外国語活動の指導において，どの程度の素地が養われているかを十分に把握するとともに，扱われている単語や表現などについてもきめ細かく把握した上で，特に第1学年の指導計画の作成の参考にすることが大切である。

と示されている。したがって校区の小学校と連絡会を開催したり，お互いの授業参観を行ったりしながら，指導計画を作成するなどの配慮が必要となる。

Q16： 小学校の外国語活動から中学校での英語学習に結びつけるには，中学校1年生の入学初期の指導をどのように変えていく必要があるのか。

A16： 小学校において，音声面を中心とした初歩的な外国語を用いた体験的なコミュニケーションを図る楽しさを体得することで，中学校外国語科に向けてコミュニケーション能力の素地を養い，中学校における書いたり読んだりする活動とつなげたりしながら，円滑な接続を図る必要がある。このことに関しては，中学校学習指導要領解説外国語編P29にも

第1学年においては，小学校での外国語活動において音声面を中心としたコミュニケーションに対する積極的な態度や，言語や文化に対する体験的な理解等の一定の素地が育成されていることに配慮しながら，「聞くこと」，「話すこと」に関しては，小学校の外国語活動でも慣れ親しんだことのあるような身近な言語の使用場面や言語の働きを用いた言語活動を行わせることで，中学校における外国語の学習の円滑な導入を図ることが重要である。その一方で，「読むこと」，「書くこと」といった文字を使った言語活動については，中学校で本格的に学習を開始することに配慮し，生徒が過度の負担を感じないように指導することが重要であり，その意味でも，身近な言語の使用場面や言語の働きに配慮した言語活動を行わせることや，その際に自分の気持ちや身の回りの出来事などの中から簡単な表現を用いてコミュニケーションを図れるような話題を取り上げることが重要であることを示している。

と示されている。

例えば，あいさつ，自己紹介，買い物，道案内などのコミュニケーションの場面あるいはコミュニケーションの働きにおける表現の例は，小学校学習指導要領外国語活動編にも取り上げられており，音声面を中心としたそのような表現に慣れ親しんで中学校へ入学することが考えられる。中学校で外国語の学習を始める時にそのような表現を取り上げたりすることで，中学校における外国語学習の円滑な導入を図ることができる。

なお，中学校学習指導要領解説外国語編P45には発音と綴りとを関連付けて指導することについては，

例えば，小学校でplay /pleɪ /やthank / æ k/などの音声に触れたあと，中学校では文字でどのように表すかを学ぶこととなるが，その両者を関連付けて指導することで，発音と綴りの関係に気付かせることが大切である。

と示されている。

Q17： 今後小中連携が進む中，小学校における外国語活動との関連がある指導計画を作成するため，内容の取扱いについて，より具体的な指針のようなものがあるとよいのではないか。

A17： 小学5，6年生全員に英語ノートが配布されるが，県内全中学校にも1冊ずつ英語ノートを配布予定であるので，その内容も参考にしていきたい。しかしながら，まずは校区の小学校と指導計画を交換したり，お互いの授業参観を行いながら，連絡を密に取り合うことが必要である。また，中学校においては，外国語活動で取り扱われた言語材料や言語活動が文法シラバスを通して生徒に定着していると考えないことが大切である。

Q18： 小学校でコミュニケーションの楽しさを学ぶことは有効だが，中学校入学後，アルファベットの学習が始まるのはギャップがあると思う。小学校で文字指導は無理なのだろうか。

A18： アルファベットの指導については，小学校学習指導要領解説外国語活動編 P 19 の中に，

アルファベットなどの指導については，例えば，アルファベットの活字体の大文字及び小文字に触れる段階にとどめるなど，中学校外国語科の指導とも連携させ，児童に対して過度の負担を強いることなく指導する必要がある。さらに，読むこと及び書くことについては，音声面を中心とした指導を補助する程度の扱いとするよう配慮し，聞くこと及び話すこととの関連をもたせた指導をする必要がある。

と示されている。小学校においてアルファベットを扱うことは可能であるが，あくまで音声面を中心としたアルファベットに慣れ親しむ活動にしていく必要がある。アルファベットの定着を図るのは，あくまでも中学校の指導においてである。

また，発音と綴りとの関係については，中学校学習指導要領により中学校段階で扱うものとされており，小学校段階では取り扱うこととはしていないことにも留意する必要がある。

Q19： 言語材料の扱いの中に「発音と綴りとを関連付けて指導すること」とあるが，小学校の外国語活動で指導し始めてもらうか，せめて小学校でローマ字の学習にもう少し時間を使ってしっかりと指導してほしいが，どうか。また，小学校でのフォニックスの導入はあるのか。

A19： 小学校学習指導要領解説の外国語活動編の中に「発音と綴りの関係については，中学校学習指導要領により中学校段階で扱うものとされており，小学校段階では取り扱うことはしていない。」となっている。フォニックスも小学校で行う内容ではない。なお，ローマ字については，中央教育審議会答申における国語に関する「改善の具体的事項」の中で，「ローマ字の指導については，情報機器の活用や他の学習活動との関連を考慮し，より早い段階から指導する。」と示され，小学校学習指導要領で「第3学年においては，日常使われている簡単な単語について，ローマ字で表記されたものを読み，またローマ字で書くこと。」とされている。今回の改訂で第4学年から第3学年の学習事項とし，ローマ字を使った読み書きがより早い段階においてできるようになったが，扱う内容は地名や人名などの固有名詞を含めた，児童が日常目にする簡単な単語である。

文字や，発音と綴りを関連づけることについては，中学校段階で指導する内容である。

【その他】

Q20： 必修単語が示されていないので，教科書によって使用語句が大きく異なることも考えられる。高校入試にはどのように配慮されるのだろうか。

A20： 学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書については平成22年度に検定を経て，平成23年度に採択，平成24年度から使用される予定である。また，新教育課程での教科書は作成中の段階であり，教科書によってどれだけ使用語句に差があるかははっきりしない。また，県内で採択される教科書も決まっていない段階であるので現段階では回答が難しい。配慮事項については，決まり次第通知する。

「小・中学校学習指導要領 道徳」に関わるQ & A

【目標について】

Q 1 : 小学校の道徳の時間の目標に「自己の生き方について考えを深める」が付け加えられたのはなぜか。

A 1 : 道徳の時間の目標に関して、これまで「道徳的価値の自覚を深め」としていたところに、「自己の生き方についての考え」を加えている。これは道徳の時間の特質である道徳的価値の自覚を一層促し、そのことを基盤としながら、児童が自己の生き方に結び付けて考えて欲しいとの趣旨を重視したものである。これは、中学校段階における「道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚」に発展する前の段階ととらえることができる。このことによって、道徳の時間が人間としての在り方や生き方の礎となる道徳的価値について学び、それを自己の生き方に結びつけながら自覚を深め、道徳的実践力を育成するものであることをより明確にした。

【各学年の目標及び内容について】

Q 2 : 内容項目の順序が入れ替わったのはなぜか。

A 2 : 小学校と中学校の接続や系統性を考慮して、分かりやすく整理した。道徳の価値に軽重はつけられないのと同じように、学習指導要領で取り上げる内容項目にも軽重をつけることはできない。したがって、順序の入れ替えについて、内容項目の軽重を順序で表したわけではない。

Q 3 : 新規内容項目に関する資料を配付する予定があるか。

A 3 : 今のところ、配付する予定はない。文部科学省では「心のノート」を継続して配付するが、現在、改訂作業中であり、平成21年度に配付する学年からは、改訂版を配付できる予定である。現行版の「心のノート」を使用する学年については、該当の内容項目のページをコピーするなど、各学校で対応することになる。

【指導計画の作成について】

Q 4 : 「道徳教育推進教師」について説明してほしい。

A 4 : 「道徳教育推進教師」については、小学校学習指導要領解説道徳編P64（中学校はP65）にその役割が例示されている。

道徳教育の指導計画の作成に関すること
全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
道徳の時間の充実と指導体制に関すること
道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること
道徳教育の研修の充実に関すること
道徳教育における評価に関すること など

各学校においては、上記の例示をふまえて、道徳教育推進教師の役割を決めるなど、道徳教育推進教師を中心とした協力体制の確立に努めることが重要である。なお、道徳主任とは別に新たに道徳教育推進教師を置かなければならないという趣旨ではない。

Q 5 : 指導計画の作成における留意点について説明してほしい。

A 5 : 全体計画、年間指導計画及び学級における指導計画の作成における留意点は、次のとおり解説に記述されているので、参照いただきたい。

・全体計画	小学校	P 6 7 ~ 6 8	中学校	P 6 9 ~ 7 1
・年間指導計画	小学校	P 7 1 ~ 7 3	中学校	P 7 4 ~ 7 6
・学級における指導計画	小学校	P 7 5	中学校	P 7 8

【内容の取扱いについて】

Q 6： 各教科等の中での道徳教育のあり方について説明してほしい。

A 6： 学習指導要領総則第 1 の 2 に「学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり」と記載されている。それを踏まえ、たとえば小学校社会科では、学習指導要領第 3 章 1 (4) に「道徳の時間などとの関連を考慮しながら・・・社会科の特質に応じて適切な指導をすること」と明記されているなど、各教科等の特質に応じて、適切な指導を行うこととなっている。

(解説 P 1 0 2 ~ 1 1 1 (中学校は P 1 0 7 ~ 1 1 5) 参照)

Q 7： 「体験活動を生かす」とあるが、道徳の時間の授業として、体験活動そのものを行ってもよいか。

A 7： いけない。道徳の時間は体験活動を踏まえて、児童(生徒)が様々な道徳的価値に気付き、その意味や大切さについて考えを深める^{がなめ}要の時間として重視していくべきであり、道徳の時間で直接的な体験活動そのものを行うのではないことに留意する必要がある。

(解説 P 9 2 (中学校は P 9 7) 参照)

Q 8： 「情報モラルに関する指導」での留意点は何か。

A 8： 情報モラルに関わる題材を生かして話し合いを深めたり、ネット上の法やきまりを守れずに引き起こされた出来事などを題材として授業を進めるなど、法やきまりのもつ意味などについて考えを深めることができるように働きかけることが重要であり、情報機器の使い方や具体的な練習を行うことに主眼をおくものではないことに留意する必要がある。

(解説 P 9 7 ~ 9 8 (中学校は P 1 0 2 ~ 1 0 3) 参照)

「中学校学習指導要領 総合的な学習の時間」に関わるQ & A

【目標について】

Q 1 : 総合的な学習の時間における特性と役割について、明確に教えてほしい。

A 1 : 総合的な学習の時間は、変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとすることから、思考力・判断力・表現力等が求められる「知識基盤社会」の時代においてますます重要な役割を果たすものである。

また、総合的な学習の時間の目標は

- 1 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと
- 2 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること
- 3 学び方やものの考え方を身に付けること
- 4 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること
- 5 自己の生き方を考えることができるようにすること

という5つの要素で構成されているため、それらを特性と考えることができる。

Q 2 : 総合的な学習時間は「主体的に学習に取り組む態度の育成」を目指すものと位置付けてよいか、教育活動のいわゆる「探究」に当たる部分をこの時間を中心に展開させるという考えでよいか。

A 2 : 「主体的に学習に取り組む態度の育成」は、上述のとおり、総合的な学習の時間の目標を構成する1つの要素に含まれている。また、「探究」については総合的な学習の時間を中心として、各教科等においてもそれぞれの特質に応じて展開することが求められる。

Q 3 : 横断的・総合的な学習とはどういう意味か。

A 3 : 例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題等、1つの教科等の枠に収まらない課題について、各教科等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付けて学習することである。

Q 4 : 総合的な学習の時間の授業時数が削減され、これまで頑張ってきた教員のモチベーションが減退していくように感じられるが、今後の総合的な学習の時間についてどのように説明すればよいか。

A 4 : 今回の改訂での授業時数削減は、各教科の「活用」に係る学習活動の充実をしっかりと図る意図で行われている。その結果として、総合的な学習の時間においては、探究的な活動、横断的な活動を充実していこうとするもので、縮減されても内実を確かにして質の高い実践の積み上げが期待されている。これまでの良質な部分を継続し、必要であれば、単元時数を絞って、より濃密な学習活動となるような工夫ある実践が望まれる。

Q 5 : 総合的な学習の時間に行う「探究」について、具体例を示してくわしく説明していただきたい。

A 5 : 探究的な学習とは、物事の本質を探ってみ極めようとする一連の知的営みのことである。

例えば、

- ・生徒は身近な学習対象（ひと・もの・こと）とかかわって、自分にとって意味や価値のある課題を設定する。〔課題の設定〕
- ・その課題について、体験活動をしたり、調べたりしながら、必要な情報を取り出したり集めたりしていく。〔情報の収集〕
- ・得られた幅広い情報を整理・分析したり判断したりしながら、既習の知識や経験と結び付けていく。〔整理・分析〕
- ・こうして生み出された自分の考えや意見、発見したことなどをまとめ、表現する。〔まとめ・表現〕

それを他者と交換し合い、自らの考えや意見を更新したり、協同して実践に移したりしていく。こうした知的な営みが有機的につながって発展的に繰り返されていくことが望まれている。

（解説 P 1 3）

また、解説には、豊富な例が載せられている。探究的な学習については、「第 8 章 第 2 節総合的な学習の時間の学習指導のポイント」で「住みよい町づくり」というテーマで具体的に説明されている。（解説 P 8 4 ~ P 8 9）

Q 6 : 「自己の生き方」を考える目標があるが、特別活動との相違点は何か。また、特別活動との関わりで指導する際の留意点は何か。

A 6 : 総合的な学習の時間においては、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自己の生き方考えることができるようにすることが大切である。

「自己の生き方考えること」については、以下の 3 つの側面から捉える必要がある。

一つには、人や社会、自然とのかかわりにおいて、自らの生活や行動について考えていくことである。社会や自然の中に生きる一員として、何をすべきか、どのようにすべきかなどを考えることである。

二つには、自分にとっての学ぶことの意味や価値を考えていくことである。取り組んだ学習活動を通して、自分の考えや意見を深めることであり、また、学習の有用感を味わうなどして学ぶことの意味を自覚することである。

これらを生かしながら、学んだことを現在及び将来の自己の生き方につなげて考えることが三つ目である。学習の成果から達成感や自信をもち、自分のよさや可能性に気づき、自分の人生や将来について考えていくことである。

こうした 3 つの側面から自己の生き方考えることが大切である。その際、具体的な活動や事象とのかかわりを拠り所として、多様な視点から考えさせることが大切である。また、その考えを深める中で、さらに考えるべきことが見出されるなど、常に自己との関係で見つめ、振り返り、問い続けていこうとすることが重要である。（解説 P 1 6 ~ 1 7）

特別活動は、「集団の一員として」とあるように、集団性に立脚していると言えよう。相互補完し合いながら、自己の生き方について考えを深める学習の展開が望まれる。

【各学校において定める目標及び内容について】

Q 7 : 「第2 各学校において定める目標及び内容」で、「各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標(内容)を定める」とあるが、具体的にどう設定すればよいか。5つの要素についてそれぞれの目標を設定しなければならないか。

A 7 : 各学校が、国の示す目標に従って、地域や学校、生徒の実態に応じて、創意工夫を生かした内容を定めることが期待されている。

各学校において定める目標については、国が定める第1の目標の5つの要素をその趣旨において含んでいれば、各学校や生徒の実態に応じて、「より具体的な表現を盛り込む」「いずれかを重点化する」「さらに別な要素を付け加える」といったことも可能である。また、そうであってこそ、各学校において、独自に目標を定める意味がある。

上掲の の場合の目標設定例と「文中における5つの要素の順序を入れ替える」場合の例、「複数の要素を概括的に表現する」場合の例が解説P 47に書かれている。

【指導計画の作成について】

Q 8 : 総合的な学習の時間の授業時数が削減されたが、今まで以上に短期集中型の授業を展開してよいか。

A 8 : 第1の目標にある5つの要素を含めた目標を設定し、探究的な学習が展開されるのであれば単元の時間数の長短は問わない。

指導時期・期間に関しては、学習指導要領第1章総則の第3の1に、「各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。」とある。

新学習指導要領において、まとまった時間を体験活動などに充当し、集中的に実施するケースが考えられるが、その際には、体験活動が探究的な学習過程に位置付けられることが不可欠となる。よって、単元の時間数の長短は問わないといえども、体験活動が単元時数の大部分を占めるような単元構成であれば、総合的な学習の時間としてはふさわしくないということに留意する必要がある。

Q 9 : 第3の1の(4)の育てようとする資質や能力及び態度について、「自分自身に関すること」とは具体的にどういうことか。

A 9 : 解説P 50～52に、育てようとする資質や能力及び態度の設定について、具体例が書かれており、自分自身に関することについては、

- ・自らの行為について意思決定する。
- ・目標を設定し、課題の解決に向けて行動する。
- ・自らの生活の在り方を見直し、実践する。
- ・自己の将来を考え、夢や希望をもつ。

などが挙げられている。

Q10： 総合的な学習の時間の実施をもって、学校行事を実施したとする具体例を示してほしい。

A10： 総合的な学習の時間と特別活動との関連については、学習指導要領の第1章総則の第3の5に「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる」との記述がある。これは総合的な学習の時間についての記述であり、横断的・総合的な学習や探究的な学習が実施されていることが前提となっている。総合的な学習の時間において体験活動を実施した結果、学校行事として同様の成果が期待できる場合にのみ、特別活動の学校行事を実施したと判断してもよいことを示しているものである。（逆の場合、即ち、特別活動の実施をもって、総合的な学習の時間の実施に替えることはできない。）

代替の具体例としては、総合的な学習の時間に行われる探究的な学習に位置付いたボランティア活動があげられる。この活動は総合的な学習の時間における社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、社会奉仕の精神を養う」勤労生産・奉仕的行事と同様の成果も期待できる。

このような場合、勤労生産・奉仕的行事は実施済みで、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めて行わなくてもよいとすることができる。

授業時数の表現の仕方や実施報告書等の記入については、島根県教育委員会において検討していく。

【内容の取扱いについて】

Q11： 第3の2の(2)の「他者と協同して……」、「言語により分析し……」とは、具体的にどのようなことが挙げられるのか。

A11： 他者と協同して問題を解決する学習活動を行うに当たっては、他者を幅広くとらえておくことが重要である。共に学習を進めるグループだけでなく、学級全体や他の学級あるいは学校全体、地域の人々、専門家など、また価値を共有する仲間だけでなく異なる立場の人々をも含めて考える。

他者と協同して学習活動を行う価値として、

多様な情報を手に入れることができる点

他者を尊重するとともに、自らの役割を自覚することができる点

協同的に人とかわることで、交流を深めたり広げたりできる点があげられる。

言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動については、

・集めた情報を共通点と相違点に分けて分類したり、時間軸に沿って並べたり、原因と結果に分けたりすること

・分析したことを文章やレポートに書き表したり口頭で報告したりすること

などが考えられる。文章やレポートにまとめることは、それまでの学習活動を振り返り、体験したことや収集した情報と既存の知識とを関連させ、自分の考えとして整理することにつながる。

それらの報告の場として、学級全体で学習成果を共有する場面が想定される。参加者全員の前で行うプレゼンテーションや目の前の相手に個別に行うポスターセッションなど、多様な形式を目的に応じて設定することが考えられる。そこでは、発表の工夫をさせると同時に、聞いている生徒にも主体的にかかわらせることが重要である。（解説P33～35）

「中学校学習指導要領 特別活動」に関わる Q & A

【各学年の目標及び内容について】

Q 1 : 特別活動の3つの活動や学校行事ごとに、目標・内容が定められた意義は何か。また、それは評価とどうつながるのか。

A 1 : 全体の目標を受けて、各活動や学校行事の目標や内容を示し、それぞれの活動や学校行事において、何を育てるかをより明確にするためである。

評価については、各活動のねらいや育てたい態度や能力を明確にし、具体的な評価の観点を設定することが必要になってくる。また、解説P105にあるように、「生徒一人一人のよさや可能性を積極的に認めるようにすることとともに、生きる力を育成する」と「指導の改善に生かす」という2つの視点から評価することが大切である。

【指導計画の作成について】

Q 2 : 学級活動の時間は1週間に1時間が基本となるのか。

A 2 : 解説P50「第3 授業時数の取扱い」に、少なくとも年間35週以上にわたって毎週実施することが示されている。中学校では教科担任制のため、学級担任が生徒と不断に接しているわけではないので、学級活動を毎週実施するようにしている。

【内容の取扱いについて】

Q 3 : 「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2(3)に、振り返り、まとめ、発表し合ったりする活動を充実するよう示されているが、今までの「事後指導」との違いは何か。

A 3 : 事後には体験を通して感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら振り返り、文章にまとめたり、発表し合ったりする活動を重視し、他者と体験を共有して幅広い認識につなげる必要があると示してある。また、中央教育審議会答申をふまえ、言語に関する能力の重視や体験活動の充実を図る観点から加えられたものであることを考慮しながら、今までの「事後指導」の改善を図っていくことと考えられる。(解説P90参照)

Q 4 : 職場体験活動を特別活動で実施する場合と総合的な学習の時間で実施する場合のそれぞれの趣旨を知りたい。

A 4 : 〔特別活動における職場体験活動の趣旨〕

勤労の尊さや意義を理解し、職業や進路の選択と社会的自立に必要な望ましい勤労観や職業観を身に付け、人間としての生き方についての自覚を深め、将来の社会人として自立していくための態度や能力を育てるような活動にする。

〔総合的な学習の時間における職場体験活動の趣旨〕

問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習が行われるような活動にする。